体罰裁判一覧

	事件概要	提訴	判決	判決概要	資料
1	1951/3/20		1954/5/25	各被告人の所為はいずれも刑法第 208	季刊教育法「体罰・
	奈良県吉野郡下北山村 村立池原中学	Hの保護者が刑	奈良吉野簡裁	条の暴行罪に該当すると認定。	いじめ」1986 年 9
	校	事告訴	T教諭とS教諭両名		月臨時増刊号 207
	【加害】中学校 男性T教諭		に、各罰金 1000 円。		頁
	男性S教諭		執行猶予1年。		
	【被害】男子生徒(小6時・中2時)				「教育裁判判例集」
	2 度の体罰被害				/金子仁編
					/1964. 5. 31 東京大
	1951/3/20				学出版会
	中学校教諭Tが、同校玄関付近で、男				
	子児童Hら(当時小6)が担任教諭を偽				
	って写生にことよせて野球をして遊ん				
	でいたことに憤慨し、「中学校に入って				
	きたらこんな味や」と言いながら、H				
	の頭部を右手拳で1回殴打。 1953/5/23 S教諭が同校講堂で、H				
	(当時中 2) ら数名が喧騒であったのを				
	再三制止したがきかなかったため立腹				
	し、日の頭部を右平手で1回殴打。				
	し、「の頭印を右下子で「固数打。	T教諭とS教諭	1955/5/16	│ │ 「所論のように形式的に軽くノックし	<u> </u>
		が控訴	大阪高裁	たに止まるという程度のものであった	
		/3 JTH/F	八版	とはとうてい認められない」「殴打は、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			11 H 1 N 1 1 0	これによって傷害の結果を生ぜしめる	 高等裁判所刑事裁
				ような意思を以てなされたものではな	判特報 2 巻 10 号
				く、またそのような強度のものではな	473 頁
				かったことは推察できるけれども、し	
				かしそれがために右殴打行為が刑法	
				208条にいわゆる暴行に該当しないと	

, , , , , ,	170八门 見		•	MHC 0 1 IFM	2010 + 2/1 21
				する理由にはならない。」などとした。	
		T教諭とS教諭	1958/4/3	刑法 208 条に該当する暴行であると認	
		が控訴	最高裁	定。	
			上告棄却	「殴打のような暴行行為はたとえ教育	
				上必要な懲戒行為としてでも犯罪の成	
				立上違法性を阻却せしめるとは解され	
				ない」「学校教育法 11 条違反行為が他	
				面において刑罰法規に触れるものであ	
				る」などとした。	
2	1951/5/31		1959/10/9	精神分裂病の発病と暴行の因果関係を	下級裁判所民事裁
	福岡県福岡市の庄内町立中学校		福岡地裁飯塚支部	否定。発病の予見可能性を否定。	判例集 10 巻 10 号
	【加害】教諭2名		一部認容	被告教師が原告に対し暴行を加えた行	2121 頁
	【被害】男子生徒(中3)		町に3万円を容認。	為は、たとえ原告に不遜な態度があっ	
				たためであるにせよ、いかなる意味に	学校事故等判例集
	中学校美術室で発生した 6000 円の盗難			おいても許される行為ではなく不法行	3巻870頁~883⋅2
	事件について、教師が生徒を取り調べ			為と認定。	頁
	るに際して、男子生徒が答えず、しか			被告教師が原告に対してなした暴行	
	も「お前たちは俺を疑っているのか」			は、職務執行の過程中においてなされ	「学校教育と体罰」/
	と言い、不遜な態度を示したので、教			たもので、職務行為と一体をなし、不	杉田荘治/学苑社/昭
	師が激昂して、素手で顔面を2回殴打。			可分の関係にあるとして、国家賠償法	和 58 年 4 月 15 日発
	その後、派出所に男子生徒の任意出頭			1条第1項の規定により、庄内町に損	行
	を求めて取り調べたが、犯人は発見さ			害を賠償する責任を認定。	
	れなかった。				
	男子生徒は高校に進学したが、4月頃				
	から精神に変調を来し、1953 年 3 月、				
	同校を退学。7月に、精神分裂病と診				
_	断される。8月病気のため入院。				
3	1955/10/6	1957 年、生徒側	1960/8/25	「医師の診療行為に過誤があったと認	学校事故等判例集
	│神奈川県横浜市の私立横浜第一商業高 │	が学校法人に対	│横浜地裁	めることはできない」「仮に、医師の診	3巻 883・3~884
	校	して損害賠償を	一部認容	療行為に過誤があり、それが原告の不	頁
	【加害】書道講師	求めて提訴。	損害額 30 万円	具に何程かの原因を与えたとしても、	

广十二					2010年 2月 21日
	【被害】男子生徒(高1)		慰謝料 30 万円を	それは前認定の講師の行為から如何な	下級民集
			認容。	る結果が発生するか不明な状態の下に	11 巻 8 号 1785 頁
	書道の時間に生徒同士がトラブルを起			加わったものであるから、右両名の行	
	こし、事情を聞いたが、それぞれの言			為が相まって原告の不具という結果が	高校生に関する裁
	い分が異なったことから、講師が、友			生じたというほかないところであり、	判例集 1973・93 頁
	達同士で互いに罪をなすり合うのはよ			被告や講師が原告の不具に対する責任	~98頁
	くないとして、先ず生徒Bを相撲の手			を免れることはできないものというべ	
	を使って教室の床板に倒し、続いて原			き。	「学校教育と体罰」/
	告の生徒Aもほぼ同様の方法で倒した			講師の辞職、治療費の負担、たびたび	杉田荘治/学苑社/昭
	ところ、生徒Aの体が中に浮き左腰を			の見舞、学校側の誠意、新聞や週刊誌	和 58 年 4 月 15 日発
	下にして横に水平となるような状況で			に掲載されたことなど、諸般の事情を	行
	床板に落ち、左腰部を強打、大転子を			総合して、慰謝料30万円が相当である	
	骨折した。生徒Aは医師の釘固定術を			とした。	
	受けたが、その後、化膿性骨髄炎をお				
	越し、障害が残った。				
4	1957/7/5		1958/5/28	生徒の死亡と体罰の間に法的因果関係	判例時報
	東京都港区の学校法人芝学園中学校		東京地裁	ありとされた。	159号 51頁
	【加害】体育男性教師(25)		傷害致死罪で、懲役		
	【被害】男子生徒(中3・14)		3年		学生事故判例集3
	死亡				巻 869・4 頁~
					869・5 頁
	隣のクラスの生徒 10 数名が、体育担当				
	教師担任のクラスをのぞいて騒ぎ、そ				「学校教育と体罰」/
	のうちの一人である糸井洋君が戸をパ				杉田荘治/学苑社/昭
	ッと開けて逃げ去ったので、同教師は				和 58年 4月 15 日発
	顔面を5回くらい殴ったり足払いをか				行
	けたりした。硬膜下血腫およびクモ膜				
	下出血の傷害を与え、翌日(7/6)死亡さ				
	せる				
5	1963/9/26		1970/8/12	「本件懲戒行為は、単に教育的効果を	判例時報
	福岡県田川市の県立田川東高校	担任教師、校長、	福岡地裁飯塚支部	期待しえない不適当な訓戒の方法であ	613号31頁

件引绒刊 見			民田でり丁円以	2010 中 2月 21 日
【加害】担任男性教師(25) 【被害】男子生徒(高3・17) 自殺 担任教師(25)が人文地理の授業 私語を続け、生物の参考書を開い た男子ライトを職員室で指導して ところ、担任が見つけ、応接室で 責。以前に喫煙やカンニングをし 実も発覚。そこで、担任は ・頭を平手で数回殴打 ・父親の呼び出し ・長時間説教 体罰の翌朝、自宅倉庫で自殺。	てい め提訴。 いた しっ た事	懲戒行為の慰謝料だ けを認め、県に3万	るというにとどまらず、原告の身体的 自由を長時間にわたって拘束し、その 自由意志を抑圧し」「ついには体罰によ る身体への侵害にも及んだのである」	判例タイムズ
		1975/5/12 福岡高裁 一部認容		
		懲戒行為の慰謝料だけを認め、県に原告 2名各々に60万円を 認容。 1977/10/25 最高裁第三小法廷 上告棄却	の事情をしんしゃくすると慰藉料 60 万円が相当」とした。 「違法な懲戒がされるに至ったいきさった、男子生徒の態度からみて、担任教師は自分の懲戒によって男子生徒が自殺を決意することを予見することは	判例タイムズ 355 号 260 頁
			困難だった」「懲戒行為と自殺の間に法	

14計]裁判一覧			武田さら子作成	2016年2月27日
				的な意味での相当因果関係を認めな	
				い」として、2審の慰藉料各々60万円	
				を支持。	
				ただし、損害賠償請求を認めながら、	
				弁護士費用を認めなかった点が違法で	
				あるとして一部破棄、差し戻された。	
6	1965/9/15	1968/9/	1972/9/7	第1回出血は、殴打により脳動脈奇形	判例時報
	群馬県高崎市の市立小学校	男子児童の家族	前橋地裁高崎支部	が破裂したためと考えられる。「学校教	680号24頁~29頁
	【加害】担任男性教師	が、教師の体罰に	一部認容。	育法第 11 条は、校長及び教員の懲戒権	
	【被害】男子児童(小4)	よりくも膜下出	市に、男子児童に 108	を認めると共に、明文をもって体罰を	学校事故判例集3
	くも膜下出血発症	血になったとし	万円の認容。	禁止しているのであるから、A教諭の	巻 903 頁~911・2
		て、教師を雇った		なした殴打行為が違法であることは明	頁
	体育の授業中に担任教師が、騒いだこ	高崎市に監督が		瞭である。」「A教諭は本件体罰時まで	
	とと、床に腰をおろしていた姿勢が悪	責任あると主張。		に既に5、6年間小学校教員をしてい	実務判例 解説学
	いことを理由に、男子児童(小4)の	約 500 万円の損		たことが認められるから、同教諭は当	校事故 387~389 頁
	頭頂部を竹製の教鞭で強く1回殴っ	害賠償を求め提		然同条の規定を知っていたものと推認	
	た。体罰をきっかけに先天性とみられ	訴。		され、本件体罰は故意少なくとも過失	「学校教育と体罰」/
	る動静脈瘤奇形が破裂してくも膜下出			によってなされたものと認められる」	杉田荘治/学苑社/昭
	血を起こす。			として、過失を認定。	和 58年 4月 15 日発
	1967/8/6 小学校6年生時に、再びく			教師の体罰が原因となって、脳動静脈	行
	も膜下出血で意識不明になる。ものが			奇形が破裂してくも膜下出血になった	
	離れてふたつに見える複視症状などが			もので、頭への殴打がなければ、第1	日本の子どもたち
	出る。			回目の出血はなかったと判断。両者の	
	1966/2/26 責任を感じた教師が自殺。			間に因果関係を認めた。その寄与した	
				割合は、概ね5割と判断。	
				しかし、教諭は、右奇形があることを	
				知らなかったし、その予見可能性を求	
				めることはできないとした。	
7	1966/7/21-22		1966/8/31		学校事故等判例集3
	鹿児島県川内市の中学校		川内簡裁		巻 885 頁~887 頁
	【加害】教科担任教師		略式命令		

 	14X十1 見		民田でり丁下水	2010 中 2月 21日
	【被害】複数生徒(中 2-3)	暴行罪で、罰金1万		「教育法規の争点
		円の有罪		(増改)」/渡辺孝三・
	模擬テストの成績不良として、			下村哲夫/教育開発
	7/21 3年生8名に竹製指示棒で頭部			所 292 頁
	を2~4回殴打			
	7/22 2年生16名に竹製指示棒と手の			「学校教育と体罰」/
	甲で、頭部や頬を、それぞれ6~20回			杉田荘治/学苑社/昭
	殴打			和 58年4月15日発
	7/22 職員室で1名に木製指示棒で2			行
	回殴打			
8	1967/10/	1970/5/12		学校事故等判例集3
	新潟県新井市の中学校	高田簡裁		巻 885 頁~887 頁
	【加害】教師	略式命令		
	【被害】女子生徒 35 名	教師に暴行罪で罰金		「教育法規の争点
		5万円		(増改)」/渡辺孝三・
	身体検査が屋内運動場で行われる予定			下村哲夫/教育開発
	だったとことら対し、覗き見されると			所 292 頁
	して、場所の変更について女性教師に			
	生徒代表の女子生徒4名が頼みに行っ			「学校教育と体罰」/
	たところ、これを聞いた他の教師が立			杉田荘治/学苑社/昭
	腹し、女子生徒4名の顔面を平手で3			和 58年 4月 15 日発
	~5回殴打。これを非難した女子生徒			行
	31 名に対し、平手で顔面を1~2回、			
	あるいは5回殴打			
9	1969/6/10	1969/10/8		「教育法規の争点
	千葉県八千代市の市立中学校	八千代簡裁		(増改)」/渡辺孝三・
	【加害】教師	略式命令		下村哲夫/教育開発
	【被害】生徒(中3)	傷害罪で、罰金 4000		所 292 頁
		円		
	教師が、生徒の態度が卑怯だとして立			「学校教育と体罰」/
	腹し、素手で鼻付近を1回殴打し、治			杉田荘治/学苑社/昭

IT P	1000円 見				2010 中 2月 21 日
	療1週間の打撲傷を負わせた。				和 58 年 4 月 15 日発 行
10	1970/9/24 鹿児島県鹿児島市の市立小学校 【加害】クラス担任教師 【被害】児童(小3) 朝礼時、児童が水遊びをしていたので、 クラス担任が立腹し、平均台前で顔面 を平手で2~3回殴打		1972/2/3 鹿児島簡裁 暴行罪で、罰金 4000 円	前述事実は暴行罪に該当する。なお当該児童は以前、友達を自転車の荷台から振り落として怪我をさせたことがあったが、そのことについて両親から担任に何ら挨拶がなかったのは、その事実を児童は親に話していないためだと考えていた。	学校事故等判例集3 巻901・7頁~902 頁 「学校教育と体罰」/ 杉田荘治/学苑社/昭 和58年4月15日発 行
			1972/11/30 福岡高裁宮崎支部 一審を破棄 無罪	児童は平均台の上で、軽く頭をたたかれたと供述した。幅10センチ~15センチの平均台の上で、教師は児童と並んだ形で生徒たちのほうを向いており、右手で、平均台の上から落とさないように左こめかを打つことは至難のわざに等しく、が多さは至難のわざに等しくが多当である。一審は事実誤認した。大人が子どもをさとす場合、応々ありうる形の訓戒の仕方であり、それは学校教育法11条の禁止事項にもふれないし、ましてや刑法上の暴行罪の不法な有形力の行使にも該当しない。	
11	1973/10/4 千葉県の県立安房農業高校 【加害】男性体育教師(27) 【被害】女子生徒(高1) 傷害	1974/3/ 学校の対応に不 満を持った女子 生徒側が、体育教 師を過失傷害罪 で刑事告訴。	1978/9/28 館山簡易裁判所 過失傷害罪を認め 教師に罰金3万円。		判例時報 967号、 判例タイムズ 413号

P++ D	140八门 克			MHC 911F/M	2010 + 271 21 H
	男性体育教師(27)が、体育のバスケッ				日本の子どもたち
	トボール授業で、教師の指示が守れな				
	かった一種の罰として「必殺宙ぶらり				
	ん」をやらせた。女子生徒(高1)が				
	バランスを崩して落下、腰椎捻挫の傷				
	害を負った。				
	9カ月間入院。退院後も1年にわたり、				
	頭痛、腰痛、足や肩の痛み、手のしび				
	れといった後遺症に悩まされ、学業も				
	遅れた。				
				「危険な行為をさせるときには、自ら	
			被告教師が控訴。	模範演技を示すなど教師には事故を防	
			高裁	ぐ義務がある」として有罪判決。	
			控訴棄却。被告上告。		
			1981/6/		
			最高裁		
			2審を支持。		
			罰金3万円(確定)		
		1975/10/	1980/3/31	「被告Bが本件懸垂を命じた行為は、	判例時報
		女子生徒と母親	千葉地裁	体育授業中の懲戒行為であると認める	1112号 58頁
		が、千葉県と校長	一部認容。	のが相当であるが、被告Bには傷害の	
		を相手取り、本人	県に、女子生徒に 480	故意が認められないこと、および本件	
		に 860 万円、母親	万円、母親に39万円	懸垂の態様に照らすと、体罰であると	
		に 380 万円の損	認容。	までいうことはできない」	
		害賠償の支払い		「世上行われている筋力の鍛錬の方法	
		を求め提訴。		としてはほとんど例を見ない希有な異	
				常ともいえるものであり」「床から3.	
				1メートルの懸垂は、ひとによっては	
				恐怖を感じ、非常に危険な方法である	
				ことを考える」として、教師の行為は	
				直ちに違法とは言えないけれど、マッ	

11 11	14X [1]		MHC 011F/M	2010 + 27,121
			トも敷かず、口頭説明だけで教師が模	
			範演技もしなかったことなどを勘案し	
			て、懲戒の限度を超えたものであり、	
			体育教師にのみ過失がある」と認定。	
			また、「被告N、同K(校長)らは教師	
			としてより先ず一個の人間として原告	
			に対し遺憾の意を表わし労わりの言葉	
			をかけるのが当然であろう。」「被告ら	
			の頑なな態度が感じ易い時期にある原	
			告の心をいたく傷つけ、前記後遺症の	
			心的原因になったことは充分窺える」	
			ので「後遺症と本件事件との間には因	
			果関係がある」と認定。	
		1984/2/28	原則として「懲戒をする必要性のある	判例時報
		東京高裁	 こと、運動場内のマラソン、うさぎ飛	1112号 54頁
		 控訴棄却。	┃ ┃び、正座など、懲戒の方法が一般社会	
		1審支持。	の常識から認められ、危険でないこと	
		県に、女子生徒に 520	を要する」。	
		万円、母親に49万円	「本件懸垂の方法としての希有性、異	
		の認容。	常性等に照らせば控訴人(N)の本件	
			懸垂を命じた行為は同人の意図はとも	
			かくとして、筋力の養成のためとかバ	
			スケットボールの目的達成のためとい	
			うよりは体育授業中の懲戒行為の外形	
			様態をなすものと認めるのが相当であ	
			る。」「体育教師が行う懲戒の限度を超	
			えた違法のものである」と認定。	
		 最高裁		
		取同級 上告棄却		
12	1976/5/12	1977/5/ 略式起訴		刑事裁判月報 13 巻
L	,	···/··/ AHPAKEHI		71. J. 274 373 10 10 10

交域県穴戸市の市立第5中学校	14 1				氏田さり子作成	2016年 2月 27 日
日本の子どもたち 女性教師(45) が、体育館での体力診 日子の 日本の子どもたち 日本の子にも 日本の子にも 日本の子にも 日本の子にも 日本の正式 日本の正式		茨城県水戸市の市立第5中学校		の略式命令罰金5万		4・5号341頁
原因不明の脳内出血で死亡 女性教師(45) が、体育館での体力診 断テスト中に叱責。頭を数回殴打。 8日後、佐藤浩くんは原因不明の脳内 出血で死亡。 1977/6/ K教師は、略式起 訴の罰金 5万円 を不服として、正 式裁判申し立て。 被告(教師)控訴。 被告(教師)控訴。 「980/1/16 「私慣による暴行」と違法性を認定。 「学校教育法で禁止された体罰にあたる」として違法性を認定。 「学校教育法で禁止された体罰にあたる」として違法性を認定。 「学校教育法で禁止された体罰にあたる」として違法性を認定。 「学校教育法で禁止された体罰にあたる」として違法性を認定。 「学校教育法の手段方法」を口頭による説論 を原則としながらも、「単なる身体的特験(スキンシップ)よりもやや強度の 外的刺媒(有形力の行使)を生徒の身体に与えること」には、教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為としての効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予 想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。 「暴行と死亡の因果関係は立正できない」とした。 「暴行と死亡の因果関係は立正できない」とした。 「暴行と死亡の因果関係は立正できない」とした。 「暴行と死亡の因果関係は立正できない」とした。		【加害】女性教師(45)		円。		
女性教師 (45) が、体育館での体力診断テスト中に叱責。頭を数回殴打。 1977/6/ 1980/1/16 生徒らの証言を採用。 8日後、佐藤浩くんは原因不明の脳内出血で死亡。 1977/6/ 大戸地裁脈の割金5万円を不服として、正式裁判申し立て。 「条行罪で割金3万円。」 「多様による暴行」と違法性を認定。「学校教育法で禁止された体制にあたる」として違法性を認定。「学校教育法」を口頭による説論を原則としながらも、「単なる身体的接触(スキンシップ)よりもやや強度の外的刺激(有形力の行使)を生徒の身体に与えると」には、教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為としての効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。「暴行と死亡の囚果関係は立証できない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係は立証できない」とした。「素行と死亡の囚果関係は立証できない」とした。「素行と死亡の囚果関係は立証できない」とした。「素行と死亡の囚果関係は立証できない」とした。「素行と死亡の囚果関係は立証できない」とした。「素行と死亡の囚果関係は立証できない」とした。「素行と死亡の囚果関係は立証できない」とした。「素行と死亡の囚果関係は立証できない」とした。」		【被害】男子生徒(中2・13)				日本の子どもたち
断テスト中に叱責。頭を数回殴打。 8日後、佐藤浩くんは原因不明の脳内 出血で死亡。 1977/6/ ド教師は、略式起 訴の割金5万円 を不服として、正 式裁判申し立て。 被告(教師)控訴。 を順則としながらも、「単なる身体的接 強(スキンシップ)よりもやや強度の 外的刺激(有形力の行使)を生徒の身 体に与えること」には、教育上肝要な 注意喚起行為ないしは覚醒行為として の効果があるから、「有形力の行使と認 められる外形をもった行為は学校教育 上の懲戒行為としてな一切許容されない いとすることは、本学校教育法の予 想するところではない」として、違法 ではないと判断。また、死亡と本件行 為との間に因果関係はないとした。 1979/11/10 遺族が学校(水戸 市)と女性教師に 1982/12/15 水戸地裁 清求棄却。		原因不明の脳内出血で死亡				
断テスト中に叱責。頭を数回殴打。 8日後、佐藤浩くんは原因不明の脳内 出血で死亡。 1977/6/ ド教師は、略式起 訴の割金5万円 を不服として、正 式裁判申し立て。 被告(教師)控訴。 を順則としながらも、「単なる身体的接 強(スキンシップ)よりもやや強度の 外的刺激(有形力の行使)を生徒の身 体に与えること」には、教育上肝要な 注意喚起行為ないしは覚醒行為として の効果があるから、「有形力の行使と認 められる外形をもった行為は学校教育 上の懲戒行為としてな一切許容されない いとすることは、本学校教育法の予 想するところではない」として、違法 ではないと判断。また、死亡と本件行 為との間に因果関係はないとした。 1979/11/10 遺族が学校(水戸 市)と女性教師に 1982/12/15 水戸地裁 清求棄却。						
8 日後、佐藤浩くんは原因不明の脳内 出血で死亡。 1977/6/ K教師は、略式起 訴の罰金5万円 を不服として、正 式裁判申し立て。 被告(教師)控訴。 東京高裁 逆転無罪(確定)。 1981/4/1 東京高裁 逆転無罪(確定)。 1981/4/1 東京高裁 で、スキンシップ)よりもやや強度の外的刺激(有形力の行使)を生徒の身体に与えること」には、教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為としての効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。 1979/11/10 遺族が学校(水戸市)と女性教師に 1982/12/15 水戸地裁 市)と女性教師に 1982/12/15 水戸地裁 請求薬却。 「8820 手段方法」を口頭による説論 を原則としながらも、「単なる身体的接触(スキンシップ)よりもやや強度の外的刺激(有形力の行使)を生徒の身体に与えること」には、教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為としての効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育 上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係は立証できない」とした。 「場合と死亡の因果関係は立証できない」とした。」 「暴行と死亡の因果関係は立証できない」とした。 「素行と死亡の因果関係は立証できない」とした。」 「素行と死亡の因果関係は立証できない」」とした。		女性教師 (45) が、体育館での体力診				
出血で死亡。		断テスト中に叱責。頭を数回殴打。				
1977/6/		8日後、佐藤浩くんは原因不明の脳内				
K教師は、略式起		出血で死亡。				
訴の罰金5万円 を不服として、正 式裁判申し立て。			1977/6/	1980/1/16	生徒らの証言を採用。	
を不服として、正式裁判申し立て。			K教師は、略式起	水戸地裁	「私憤による暴行」と違法性を認定。	
式裁判申し立て。			訴の罰金5万円	暴行罪で罰金3万	「学校教育法で禁止された体罰にあた	
被告(教師)控訴。			を不服として、正	円。	る」として違法性を認定。	
東京高裁			式裁判申し立て。			
逆転無罪(確定)。 触(スキンシップ)よりもやや強度の外的刺激(有形力の行使)を生徒の身体に与えること」には、教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為としての効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。 1979/11/10 遺族が学校(水戸市)と女性教師に 前の変数 1982/12/15			被告(教師)控訴。	1981/4/1	「懲戒の手段方法」を口頭による説諭	
外的刺激(有形力の行使)を生徒の身体に与えること」には、教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為としての効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。 1979/11/10				東京高裁	を原則としながらも、「単なる身体的接	
体に与えること」には、教育上肝要な 注意喚起行為ないしは覚醒行為として の効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育 上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予				逆転無罪(確定)。	触(スキンシップ)よりもやや強度の	
注意喚起行為ないしは覚醒行為としての効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。 1979/11/10					外的刺激(有形力の行使)を生徒の身	
の効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。 1979/11/10					体に与えること」には、教育上肝要な	
められる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。 1979/11/10 1982/12/15 「暴行と死亡の因果関係は立証できない」とした。 遺族が学校(水戸市)と女性教師に 請求棄却。					注意喚起行為ないしは覚醒行為として	
上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。1979/11/10 遺族が学校(水戸市)と女性教師に1982/12/15 水戸地裁いとした。「暴行と死亡の因果関係は立証できない」とした。市)と女性教師に請求棄却。					の効果があるから、「有形力の行使と認	
1979/11/10 1982/12/15 「暴行と死亡の因果関係は立証できない」とした。 市)と女性教師に 請求棄却。					められる外形をもった行為は学校教育	
想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。1979/11/10 遺族が学校(水戸市)と女性教師に 請求棄却。「暴行と死亡の因果関係は立証できない」とした。					上の懲戒行為としては一切許容されな	
1979/11/10 遺族が学校(水戸 市)と女性教師に1982/12/15 水戸地裁 請求棄却。「暴行と死亡の因果関係は立証できない」とした。					いとすることは、本来学校教育法の予	
1979/11/101982/12/15「暴行と死亡の因果関係は立証できな できないとした。遺族が学校(水戸市)と女性教師に請求棄却。					想するところではない」として、違法	
1979/11/10 1982/12/15 「暴行と死亡の因果関係は立証できな 遺族が学校(水戸 市)と女性教師に 請求棄却。					ではないと判断。また、死亡と本件行	
遺族が学校(水戸 水戸地裁 い」とした。 市)と女性教師に 請求棄却。	L				為との間に因果関係はないとした。	
市)と女性教師に「請求棄却。			1979/11/10	1982/12/15	「暴行と死亡の因果関係は立証できな	
			遺族が学校 (水戸	水戸地裁	い」とした。	
約 4900 万円の損			市) と女性教師に	請求棄却。		
			約 4900 万円の損			

111111	1 八八十) 見	-			2010年 2月 21日
		害賠償を請求し て提訴。			
13	1976/10/9 神奈川県逗子市の市立久木中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中2) 2年生の男子生徒が職員便所を使用 し、職員便所であることを「知らなかった」と虚偽の弁解をしたので、教師は「知らないですむか」とどなりつけ、胸倉をつかんで、左頬部を平手で2回叩き、便所の入り口の柱に押し付けた。男子生徒は前胸上部に、とくには治療するほどでもない擦過傷を負った。		1978/3/31 横浜地裁 一部認容 神奈川県と逗子市 に、それぞれ 10 万円 を認容	本件加害行為は体罰に属するものであるから、正当な懲戒権行使の限界を逸脱した違法なものである。 当該生徒は平素真面目であり、正確も内気である。一方、虚言を用いたこと、その他の諸事情に照らして、慰謝料 10万円が相当であるとした。 国賠法 1 条により、公務員個人には、その責任がないとした。	問答式 学校事故 の法律実務 1 577 頁~580 頁 1
14	1977/12/1 佐賀県の県立高校 【加害】担任教師 【被害】女子生徒(高 1) クラス担任の教師が女子生徒の顔面を 平手で4回ぐらい(回数については争いあり)殴り、左耳鼓膜を全欠損させ、 4か月治療の傷害を与えた。後遺症は ない。 女子生徒は服装・髪形が目立ちも欠 席・遅刻も多く、学習態度も好ましく ない。有職少年と深夜ドライブをし、 訓戒を受けたこともある。事件後、転 校した。		1979/6/29 佐賀地裁 請求棄却	傷害事件として、警察は昭和22年12月23日頃から取調べ、当該教師は刑事処分(量刑不明)を受け、また行政処分として戒告されている。殴打は、懲戒権の行使として許される範囲を逸脱しているものである。しかし後遺症はなく、当該教師は陳謝し、治療費も負担している。国賠法1条にいう「違法」とは、たんに法に違背するということだけでなく、実質的に損害賠償義務を負わせるものがなければならないが、本件の場合は、それがない。したがって、佐賀県に損害賠償の義務はない。	

14 1			氏田さり丁作成	2016年2月27日
15	1978/2/	1982/2/16	この事件は当時卒業まで1か月を残さ	
	東京都大田区の中福小学校	東京地裁	ない6年生が、学校関係者以外の者に	日本の子どもたち
	【加害】教師3人	棄却	損害をかけ、目撃者から声をかけられ	
	【被害】男子児童(小6)		ながら逃げ出すというかなり悪質なも	
	自殺未遂		ので、すでに被害者から苦情が寄せら	
			れていたことでもあり、学校としては	
	いたずらで近所の窓ガラスをパチンコ		事件を早急に解明することがトラブル	
	玉で割った男子児童(小6)が、3人		を避けるうえでも必要であった。	
	の教師から厳しく詰問された直後、校		これらの点に加えて、事情聴取に至っ	
	舎3階の窓から飛び降り自殺をはか		た経緯およびその内容からすると、「本	
	る。全治約8か月の重傷。		件事情聴取にあたってのT教諭らの言	
			動のうちには、個別的に見れば教育者	
			の言辞として必ずしも妥当でないと感	
			じられるものもあることは否めない	
			が、これをもって本件事情聴取が前記	
			注意義務に反した違法な行為であると	
			までは到底理解することができない。	
16	1980/11/18	1984/11/6	「学校教育法 11 条但書は、懲戒の方法	判例地方自治
	鹿児島県天城町立中学校	鹿児島地裁	として体罰を加えることを禁止してい	12号61頁
	【加害】担任教諭	一部認容。	るが、同条により全面的、一律的に体	
	【被害】女子生徒(中1)		罰が許されないものか否かはともか	実務判例 解説学
	女子生徒が昼休み時間に、美術教室で		く、前記判事のような教員が行使する	校事故 391 頁
	美術担当教諭の指導のもと、文化祭に		懲戒に関する制約及び法が明文をもっ	
	出品する図画の製作に当たっていたこ		て体罰の禁止を宣言している趣旨に照	
	とが原因で、昼休み時間終了後の清掃		らし、少なくとも生徒等に対する教育	
	時間に5分遅刻したところ、担任教諭		指導上差し迫った必要のない安易な体	
	が事情を充分聴取しないまま同生徒の		罰の行使は許されないものというべき	
	顔面を殴打したり、校庭に正座させる		である。特に、中学校生徒は、まだ未	
	体罰を加えた。結果、女子生徒は外傷		熟な面が多いとはいえ、自我に目ざめ	
	および心因性の障害を受け、転校。		独立的、自立的行動を望み自己を主張	
			し始める年頃であるから、体罰がこれ	

件割			民田さり11F 版	2010年 2月 21日
			らの年代の生徒に与える心理的な影響も大きくなりがちなものと解され、これらの者に対する体罰の行使は特に慎重な配慮を要するものというべきである。本件の場合、「原告が清掃時間に遅れたことについては正当な理由があるのに、A教諭はその事情もよく把握しないまま原告に本件体罰を加え、しかも頬の殴打はかなり力を込めたものであったこと、原告が精神的に感じやすい	
			頬の殴打はかなり力を込めたものであ	
			き、A教諭が体罰をもって臨まなければ教育的指導ができないほどの事情が存在したことをうかがわせる証拠はないことなど、異常の事情に照らして考	
17 1000 /1 /00	T. 10 1 10 7 14 14	1005 /0 /11	えると、A教諭の本件体罰は、教育上 の必要性を欠く違法なものというべく 同教諭の過失を免れない」とした。	
17 1983/1/22 埼玉県所沢市向陽中学校 【加害】サッカー部顧問教師 【被害】男子生徒(中2) サッカー部顧問が、部活をさぼったことを理由に、男子生徒にたびたび暴行。 サッカー部を破門の上、毎日反省文を 書かせ、給食もクラスで食べさせず、 鼻柱が変形するほど暴行。	両親と男子生徒 が刑事告訴。	1985/6/11 略式起訴で教諭に傷 害罪で、罰金3万円 の有罪。		<u>日本の子どもたち</u>
18 1985/3/23 岐阜県の県立中津商業高校	1985/5/14 遺族が「娘の自殺	1993/9/6 岐阜地裁	「顧問教諭の侮蔑的発言は身体に対す る侵害と併せて、生徒の名誉感情ない	判例時報 1487 90 頁

【加書】陸上部男性顧問教師 (46) は体罰が原因だ」 は体罰が原因だ」 として学校(峻阜 県に計300万円の慰 自殺 として学校(峻阜 県に計300万円の慰 自殺 として学校(峻阜 県に計300万円の慰 自発と体割の因果関係とすではあるが、直接の因果関係とすでは言えない」とした。また、「自殺という行為は最終的にはその人の意思決定」によるものであるから、自殺を決意する可能性があると予見することはおよそ不可能。」として、相当因果関係を否定。 教師個人の損害賠償 も認めなかった。 「19 1985/5/9 岐阜県の県立岐陽高校 【加書】 科教論、「書教論、「書教論、「書教論、「書教論、「書教論、「書教論、「書教論、「書	十一日					2010 平 2月 21 日
自殺		【加害】陸上部男性顧問教師(46)	は体罰が原因だ」	一部認容。	し自尊心を著しく害するものであって	
陸上部男性顧問教師 (46) の暴力的シゴキや体罰。		【被害】女子生徒(高2・17)	として学校(岐阜	県に計 300 万円の慰	違法行為に該当する。」と認定。	季刊教育法「体罰•
陸上部男性顧問教師 (46) の暴力的シゴキや体割。		自殺	県)と陸上部顧問	謝料を認容(確定)。	自殺と体罰の因果関係については、「遠	いじめ」1986年9
ゴキや体割。			を相手に、5000		因ではあるが、直接の因果関係とまで	月臨時増刊号 137
竹内恵美さん(高 2 · 17)が自殺。		陸上部男性顧問教師(46)の暴力的シ	万円の損害賠償		は言えない」とした。また、「自殺とい	頁
1985/5/9 1985/5/30 1985/5/30 A 教諭・傷害改死。 大戸地裁土浦支部 上任のA 教諭・傷害 大戸地裁土浦支部 大戸地裁土浦支部 上任のA 教諭・傷害 大戸・教師・不起訴処分。 大戸・大戸・大戸・大戸・大戸・大戸・大戸・大戸・大戸・大戸・大戸・大戸・大戸・大		ゴキや体罰。	を求め提訴。		う行為は最終的にはその人の意思決定	
1985/5/9		竹内恵美さん(高2・17)が自殺。			によるものであるから、自殺を決意す	日本の子どもたち
1985/5/9 1985/5/30 1986/3/18 水戸地裁土浦支部 1986/3/18 水戸地裁土浦支部 1986/3/18 水戸地裁土浦支部 1986/3/18 水戸地裁土浦支部 1986/3/18 水戸地裁土浦支部 1986/3/18 北伊行為自体は教育的懲戒とおよそ無 北伊のA教諭、傷害 30 30 30 30 30 30 30 3					る可能性があると予見することはおよ	
1985/5/9 1985/5/9 1985/5/9 1985/5/9 1985/5/9 1985/5/9 1985/5/9 1985/5/9 1985/5/9 1985/5/9 1985/5/9 1985/5/30 A 教諭、傷害致死 罪で起訴。					そ不可能。」として、相当因果関係を否	
1985/5/9 岐阜県の県立岐陽高校 「被害】男子生徒(高2) ショック死 担任 (36) をはじめ数人の教師が、修 学旅行先の宿で、持参を禁止されていたヘアドライヤーを持ってきたとして、殴る蹴るの体罰。高橋利尚くん(高2) がショック死 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 [加害】男件教師 [被害] 男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)					定。	
岐阜県の県立岐陽高校					教師個人の損害賠償も認めなかった。	
【加書】 A 教諭・F 教諭 【被書】 男子生徒(高2) ショック死 担任 (36) をはじめ数人の教師が、修 学旅行先の宿で、持参を禁止されていたヘアドライヤーを持ってきたとして、殴る蹴るの体罰。 高橋利尚くん(高2) がショック死。 20 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 【加書】 男性教師 【被書】 男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)	19	1985/5/9	1985/5/30	1986/3/18	「教育的意図を有していたとしても、	季刊教育法「体罰•
【被害】男子生徒(高2) ショック死 担任 (36) をはじめ数人の教師が、修 学旅行先の宿で、持参を禁止されてい たヘアドライヤーを持ってきたとし て、殴る蹴るの体罰。 高橋利尚くん (高2) がショック死。 20 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 【加害】男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)		岐阜県の県立岐陽高校	A教諭、傷害致死	水戸地裁土浦支部	本件行為自体は教育的懲戒とおよそ無	いじめ」1986年9
ショック死 担任 (36) をはじめ数人の教師が、修 学旅行先の宿で、持参を禁止されていたヘアドライヤーを持ってきたとして、殴る蹴るの体罰。 高橋利尚くん(高2)がショック死。 20 1985/12/神奈川県川崎市の市立中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)		【加害】A教諭・F教諭	罪で起訴。	担任のA教諭、傷害	縁のもの」と断定。	月臨時増刊号 137
担任 (36) をはじめ数人の教師が、修 学旅行先の宿で、持参を禁止されていたヘアドライヤーを持ってきたとして、殴る蹴るの体罰。 高橋利尚くん (高2) がショック死。 担本の子どもたち 20 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中1) 教師に罰金 10 万円の有罪判決		【被害】男子生徒(高2)	F教諭、暴行容疑	致死罪で懲役3年の		頁
担任 (36) をはじめ数人の教師が、修 学旅行先の宿で、持参を禁止されていたヘアドライヤーを持ってきたとして、殴る蹴るの体罰。 高橋利尚くん (高 2) がショック死。 20 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中 1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒 (中 1)		ショック死	で書類送検。	実刑。		
学旅行先の宿で、持参を禁止されていたヘアドライヤーを持ってきたとして、殴る蹴るの体罰。 高橋利尚くん(高2)がショック死。 20 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 【加書】男性教師 【被書】男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)				F教師、不起訴処分。		判例タイムズ
たヘアドライヤーを持ってきたとして、殴る蹴るの体罰。 高橋利尚くん(高2)がショック死。 日本の子どもたち 20 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中1) 教師に罰金 10 万円の 有罪判決 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1) 本の子どもたち		担任(36)をはじめ数人の教師が、修				589号 142頁
て、殴る蹴るの体罰。 高橋利尚くん(高2)がショック死。 20 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)		学旅行先の宿で、持参を禁止されてい				
高橋利尚くん(高2)がショック死。 20 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)		たヘアドライヤーを持ってきたとし				<u>日本の子どもたち</u>
20 1985/12/ 神奈川県川崎市の市立中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)		て、殴る蹴るの体罰。				
神奈川県川崎市の市立中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)		高橋利尚くん(高2)がショック死。				
【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中1)有罪判決「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)有罪判決	20	1985/12/				
【被害】男子生徒(中1) 「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒(中1)		神奈川県川崎市の市立中学校		教師に罰金10万円の		
「みだりにほかの教室に入ってはなら ない」という決まりをやぶったことを 理由に、男性教師が男子生徒(中 1)		【加害】男性教師		有罪判決		
ない」という決まりをやぶったことを 理由に、男性教師が男子生徒(中1)		【被害】男子生徒(中1)				
ない」という決まりをやぶったことを 理由に、男性教師が男子生徒(中1)						
理由に、男性教師が男子生徒(中1)						
		ない」という決まりをやぶったことを				
を廊下に止座させ、頭を殴ったりけつ		を廊下に正座させ、頭を殴ったりけっ				

1747	1000代1 見				2010 中 2月 21 日
	たりした。男子生徒は胸の骨折などで				
	3週間のけが。後遺症で胸が痛んだり、				
	じんましんが出るようになった。				
		生徒側が、市に約	1994/		
		3000 万円の損害	市側が 1000 万円を支		
		賠償を求めて提	払うことで和解		
		訴			
21	1986/7/2		1987/8/26	被告人の熱心さが招いた被害者及び被	判例時報
	石川県小松市の市立芦城中学校	男性教諭を傷害	金沢地裁	告人の双方にとって不幸な事故であっ	1261 号 141 頁
	【加害】担任男性教諭(24)	致死容疑で逮捕	男性教諭に、懲役3	たこと、被害者の遺族と小松市との間	
	【被害】男子生徒(中2・13)		年の求刑に対して、	で示談が成立し、被告人からも別途見	日本の子どもたち
	死亡。		懲役2年6月、執行	舞金として合計 150 万円を支払ったこ	
			猶予3年の有罪判	と、被害者の父親は、捜査官に対し、	
	担任で数学担当の男性教師S(24)が、		決。	被告人を恨む気持ちはなく、本件で被	
	北野章君(中2・13)が遅刻したり、			告人が教職を去らなければならなくな	
	音楽の教科書や通信ノートなどを忘れ			るのはかわいそうだと供述するほか、	
	たとして、宿直室に呼びだして叱った。			当裁判所に、寛大な処分を望む旨の嘆	
	「なんやその反抗的な顔は!根性をた			願書を提出し、被告人を宥恕(ゆうじ	
	たき直してやる」「歯を食いしばれ」な			ょ)していること、被告人は本件によ	
	どと言って、章くんの顔を平手で4回			り懲戒免職され社会的制裁を受けてい	
	ほど手加減なしで往復ビンタし、2~			ること、被告人が、本件を深く反省し、	
	3回足払いをかけて畳の上に投げつけ			毎月命日には被害者の仏前に参るなど	
	た結果、頭を強く打って意識不明の重			して被害者の冥福を祈っていることな	
	体となる。7/5 死亡。			ど、被告人のために斟酌すべき事情も	
	加害教員は「明日も忘れ物をしたら本			存するので、以上の諸事情を総合考慮	
	当に怒る」と被害生徒に伝えていたが、			し、被告人に対してはその刑の執行を	
	被害生徒は母親が病気入院中で、家事			猶予する。	
	や弟の面倒も見ていたために遅刻が多				
	くなり、「忘れ物」も家計が苦しいため				
	そもそも持っていなかったという。さ				
	らに被害生徒は解剖の結果、動静脈に				

11 🖽	14以17 元			MHC 011F/W	2010 + 271 21 p
	先天的な異常があることも判明した。				
22	1986/7/				
	千葉県習志野市の市立第七中学校		担任教師に傷害罪		
	【加害】担任教師(34)		で、7万円の罰金		
	【被害】男子生徒(中2)				
	給食の時間に遅れたことを理由に、男				
	子生徒(中2)が、担任教師(34)に				
	足で顔を蹴られるなどして、前歯の神				
	経1本がマヒ、あごの骨がずれ、全治				
	5カ月の重傷を負う。担任教師は口頭				
	訓告。				
	1989/6 情報公開制度で手に入れた事				
	故報告書に誤った記述があることが判				
	明。訂正申立をする。				
		1989/12/	1992/2/21	体罰が生徒に与える屈辱感や体罰後の	1992/2/22 朝日(月
		男子生徒側が学	千葉地裁	教師や学校、市教委の不適切な対応な	刊「子ども論」1992
		校と教師を相手	習志野市に慰謝料な	ども慰謝料請求の根拠として認めた。	年4月号)
		取って損害賠償	ど 55 万円の認容。		
		を求めて提訴	教師個人の賠償責任		
			は認めなかった。		
23	1987/1/17		1987/8/26		判例時報
	神奈川県川崎市立の市立桜本小学校		横浜地裁川崎支部		1261号 144頁
	【加害】特殊学級選任の男性教師(32)		懲役3年実刑判決		
	【被害】特殊学級に通う男子児童(小				日本の子どもたち
	2 • 8)				
	本間達也君が書き初め用に教えた字を				
	書こうとしなかったため、男性教師は				
	「集中力を欠く」と言って、逃げ出さ				
	ないよう頭を片手で抱えて、こぶしで				

147 割 秋十	·j 見			氏田さり プロスカー	2016年 2月 27 日
数正いでつ翌痛る 198 【 男な生る師男し男的	一回年」。 一回年」。 一回年」と一点で、「可談が、「できる。 一点で、「できる。」のでは、「できる。」のでは、「では、「できる。」のでは、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、「では、「ででは、「で	1989/ 学校の話しこが、 学校話しというがいる。 男頭うからけし相のしますがとら体がて手損で とら体がて手損で は、罰を両に害 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	1993/6/21 名古屋地裁 一部認容。 市に約30万1000円 を認容。	「(知的障害者に)体験していない事実を自分で体験したように話をさせるのは困難」とする医師の鑑定を採用し、「供述は信用できる」と判断。「教師は故意に原告に体罰を加えた。原告が被った精神的損害は大きい」などとした。	
			高裁 逆転敗訴 最高裁に上告	証言が断片的で矛盾しているとして、 信用性を否定。	
福	89/9/12 岡県福岡市の市立壱岐中学校 加害】教師7人	1991/3/19 卒業後、生徒2人 のうち1人が母	1996/3/19 福岡地裁 一部認容	「学校教育法 11 条ただし書きの趣旨 は、いかの懲戒の目的が正当なものだ としても、絶対的に体罰を禁止するこ	判例時報 1605 号 97 頁

	1 (八十) 見			民田でり丁下以	2010 中 2月 21日
	【被害】男子生徒2人(中2)	親とともに、「教	福岡市に50万円を認	とにある。本件砂埋めは違法な体罰に	日本の子どもたち
		師らの行為は人	容(確定)。	該当し、当該教員は、体罰を禁止した	
	教師7人が、恐喝事件を起こしたとし	権侵害」として、		法の趣旨に関する理解が十分でなく、	
	て問いただしたが否定され、尋問する	校長と7人の教		指導方法を誤ったと言える。生徒に与	
	ために、男子生徒2人(中2)を近く	師、学校管理者の		えた屈辱感などの精神的苦痛は相当な	
	の海岸の波打ち際で首まで"生き埋め"	福岡市に 1000 万		ものであったと認められる。」とした。	
	の体罰。約30分で掘り起こした。	円の損害賠償を			
		請求し提訴。			
26	1989/11/	元生徒が、体罰を	1993/9/3	助手の体罰とけがの因果関係を認めた	1993/9/4 朝日新
	大阪府大阪市の此花工業高校	受けて鼓膜破裂	大阪地裁	が、学校の処分については、原告が殴	聞・大阪(月刊「子
	【加害】実習担当助手(49)	のけがをしたう	市に慰謝料など約40	り返している、事件後も反省の態度が	ども論1993年11月
	【被害】男子生徒	え、不当な停学処	万円を認容	見られなかったなどとして正当性を認	号)
		分などにより転		定。「体罰は口頭で従わなかったため行	
	製図室で、指示を無視して、男子生徒	校せざるを得な		われたものだが、2週間のけがをさせ	
	が製図作業をしていたところ、実習担	くなったなどと		たのは行きすぎ」とした。	
	当の助手から教務手帳で頭部を数回殴	して、市を相手に			
	られ、左鼓膜破裂で約2週間のけがを	約 330 万円の損			
	負った。男子生徒は助手の顔を1回殴	害賠償を求めて			
	り返したため、停学処分。単位追加の	提訴。			
	認定授業を受けられず進級ができなか	被告側は、「助手			
	った。別の定時制高校に転校。	は頭を軽くたた			
		いた程度で、鼓膜			
		破裂と関係ない」			
		などと主張			
27	1991/4/	1993/10/	1994/3/		
	福岡県京都郡の県立豊津高校	生徒の両親が、体	起訴猶予処分。		
	【加害】体育男性教師	育教師を暴行罪			
	【被害】男子生徒(高1)	で告訴。			
	体育担当の男性教師が体育の授業中、				
	グラウンドに整列した直後に私語をし				

17" [2]	1 秋			以田さり11F 版	2010 中 2月 21 日
	たり、あくびをかみ殺していた男子生				
	徒(高1)の顔面を4、5回平手でた				
	たいた。さらに反抗的な態度をとった				
	として、顔を4、5回たたき、足で腹				
	を押した。				
		1994/6/28	1996/4/16	「注意を守らなかったからといって殴	1996/4/16西日本新
		体罰を受けて3	福岡地裁行橋支部	打する必然性は授業内容からしてなか	聞(月刊「子ども論
		年以上経過して	一部認容	った。体罰に該当することは明らかで	1996年6月号)
		民事裁判で、元生	県に22万円認容	違法」とした	
		徒と両親が、「体			
		罰によって、精神			
		的苦痛を受けた」			
		として、県を相手			
		に120万円の			
		損害賠償を求め			
		て提訴。			
28	1991/6/14	男子生徒と両親	1997/3/28	教師の暴力を「教育上必要とされる限	「学校事件ーその
	大阪府八尾市の市立中学校	が、教師の不法行	大阪地裁	界を逸脱した懲戒は違法なもの」「当該	アカウンタビリテ
	【加害】担任男性教師	為に対して、八尾	一部認容。	有形力の行使が、生徒等の身体に障害	ィ」/下村哲夫/
	【被害】男子生徒(中2)	市に損害賠償を	男子生徒の被った精	を生じさせるようなものである場合に	2001. 5. 10 ぎょうせ
		求めて提訴。	神的苦痛に対して 20	は、それ自体、同条(学校教育法第1	い
	午後7時頃、担任教師が、不登校気味		万円の慰謝料と弁護	条) 但書が禁止する違法な体罰であり、	
	だった男子生徒(中2)の自宅を突然		士費用2万円の支払	民法上の不法行為として評価されるも	
	に家庭訪問。父親が2階の自室にいた		いを八尾市に認容。	のと解するのが相当である」とした。	
	男子生徒を玄関に呼び出し、教師が「何			ただし、男子生徒がその後、不登校に	
	で学校にけぇへんのや。お前が来なん			なり、府立高校に進学できず高等専修	
	だら皆が迷惑するやろ」などと言った			学校に進学しなければならなかったこ	
	ところ、男子生徒は「そんなこと知ら			とに対する損害賠償請求は、教師の暴	
	んわ」と言って、2階に上がって行っ			行行為との相当因果関係が認められな	
	た。教師はKくんを追って2階に上が			いとして、却下された。また、男子生	
	り、「今、何と言ったんや。もう一度言			徒の不登校による両親の精神的苦痛に	

11 🖽 .				民田さり11F 版	2010年 2月 21日
	ってみろ。こら」と言いながら、暴行			対しても認めなかった。	
	を加えた。頭部捻挫で全治1週間の診				
	断。				
29	1991/11/		2002/6/26	「教師の行為は正当な懲戒権の行使を	2002/6/27神奈川新
	神奈川県横浜市の市立小学校	横浜市の「体罰問	横浜地裁	超えた違法な体罰」と認定。	聞
	【加害】女性教師(44)	題を考える市民	棄却。	教師の故意・重過失により、市には教	
	【被害】女子児童(小 5 ・11)	グループ」のメン		師への求償権が発生するとしたが、「医	
	傷害・心因性頭痛	バーが、「体罰を		療費や慰謝料計 250 万円のうち教師の	
		受けて骨折する		負担分は半分程度。教師はほぼ同額を	
	女性教師(44)が、図画工作室で、女	などした小学校		既に支払っている」として、求償しな	
	子児童(小5・11)がいたずらしたこ	女児に横浜市が		いことが違法ではないと判断。原告の	
	とを怒り、胸元をつかんで押したとこ	支払った示談金		請求を棄却。	
	ろ、児童は2メートル先に尻もちをつ	340万円を教師に			
	き、尾骨を折る3カ月のけがを負った。	請求しないのは			
	その後、心因性の頭痛などを訴えた。	違法」として、横			
	1998/1/ 市は、示談金 340 万円を支払				
	い、女性教師も見舞金などとして、約	法の確認を求め			
	100 万円支払った。市は、「女児の肩を	る裁判を起こし			
	軽く押しただけ」で体罰はなかったと	た。			
	主張していた。				
30	1992/6/16	1992/8/	長崎県警壱岐署は、		1993/6/16 西日本
	長崎県壱岐の県立壱岐高校	遺族が、担任教師	教師2人を傷害致死		(月刊「子ども論」
	【加害】担任(37)、副担任(49)	2人を傷害致死	の容疑で書類送検。		1993年8月号)
	【被害】男子生徒(高1・15)	罪で告訴。	副担任だけが暴行罪		
			で起訴された。		
	高校の校内で開かれたセミナーハウス		1993/6/15		
	の合宿中に、女子生徒の部屋に他の男		副担任に、罰金 15 万		
	子生徒と一緒にいた男子生徒が、担任		円の有罪判決。		
	にこぶしで顔を殴られ、副担任に平手				
	で約 10 回殴られた。同生徒はあごを 3				
	針縫い、歯を数本折るけがをした。				

	8日後、自宅風呂場で急性心不全を起				
	こして死亡。				
		1993/1/	1995/10/17	「(生徒は) 規律違反を犯し、高校入学	1995/10/17 西日本
		両親が、「息子は	長崎地裁	以来初めて教師から体罰を受けたこと	新聞(月刊「子ども
		体罰が原因で死	一部認容。	に基づく精神的重圧があった」と、体	論 1993 年 12 月号)
		亡した」として、	県に慰謝料など総額	罰によるストレスが生徒のてんかん発	
		県と教師2人に	90万4300円認容。	作を誘発し、死因の心不全を招いた可	日本の子どもたち
		総額 6600 万円の		能性にも言及したが、「全面的に否定す	
		損害賠償を求め		ることはできないものの(体罰とてん	
		て提訴。		かん発作の)両者の間に因果関係があ	
				るとの確信も抱くことができない」と	
				して、死亡と体罰に因果関係を否定。	
				直接の死因となった心不全は、てんか	
				んによるものとした。	
				そのうえで、教師2人の暴行は、「学校	
				教育法に禁じられている体罰に当た	
				り、傷害との間に因果関係がある」と した。	
31	1994/4/	生徒は講師を傷	福岡地検が略起訴を	U/L _o	
31	1994/4/ 福岡県筑紫市の県立武蔵台高校	主促は調師を傷 害罪で告訴。	一個 地域が 地域が と し 、 罰金 20 万円の略		
		一手と口が。	C、罰並 20 万円 105 円 式命令。		
	【被害】男子生徒(高2)		T/ thi 11 0		
	[版日】另了工版(同之)				
	新入生歓迎バレーボール大会で競技が				
	終わった男子生徒(高2)が友人数人				
	とバレーボールを使ってサッカーをし				
	て遊んでいたところ、常勤の男性講師				
	から「バレーボールはけるものではな				
	い」と1回ずつ頬を平手で殴られた。				
	一部がふてくされた表情をしたため、				
	さらに2回ずつたたいた。同生徒はも				

11 11					2010 午 2月 21 日
	ともと耳が悪かったが、この体罰で耳 鳴りが始まり、授業に集中できず、中				
	退した。				
		常勤講師の体罰 の影響で、耳鳴り が治らず、中退を 余儀なくされた として、福岡県を 相手に約5400万 円の損害賠償を	1996/9/3 福岡地裁 一部認容。 県に 213 万円認容	体罰と耳鳴りの因果関係を認定。 「講師は感情に任せて体罰を加えたも ので、体罰と耳鳴りとの因果関係は認 められるが、耳鳴りが学校生活に影響 を与えたとまでは言えない」とした。	1996/9/4 西日本新 聞 (月刊「子ども論」 1996 年 12 月号)
		求めて提訴			
32	1994/9/9 兵庫県龍野市 市立揖西(いっさい) 西小学校 【加害】男性教諭(46) 【被害】男子児童(小6・11) 担任の男性教諭(46)が、内海平くん (小6・11)が「運動会のポスターの 絵、自分で考えたんでもええん」と質 問したことに対し、「3時限目に説明し たやろ。何回同じことを言わすねん」	1994/12/1 担任教師を暴行 容疑で書類送検。	1995/3/28 暴行罪で略式起訴され罰金10万円の略式 命令。		日本の子どもたち
	と大声で怒鳴り、利き手の左平手で頭 丁部を1回、両頬を往復で1回殴打。 平くんが他の同級生の方を見て照れ笑 いを浮かべたのを見て、馬鹿にされた と思い立腹して、「けじめつけんかい」 と怒鳴りながら、再び利き手の左平手 で頭頂部を1回、続けて両頬を往復で 1回殴打。 1時間後に自殺。				

十二	10000000000000000000000000000000000000			民田さり11F 版	2010 中 2月 21 日
		1996/9	2000/1/31	「本件殴打行為は、A教諭が平の言動	判例時報
		両親が龍野市を	神戸地裁 姫路支部	に激昂し、感情のはけ口を求めてした	1713号84頁、
		相手に 7035 万円	一部認容。	ものであると認めることができる。し	
		の損害賠償を求	龍野市に約3790万円	たがって、本件殴打行為を目して懲戒	判例タイムズ
		めて提訴。	を認容。(確定)	権の行使(教育的指導)と評価するこ	1024 号 140 頁
				とはできず、単なる暴力であったとい	
				わざるを得ない」と違法性を認定。	
				「生徒の受けた肉体的・精神的衝撃が	
				どの程度のものかを自ら確かめ、生徒	
				に謝罪するなどの適切な処置をとって	
				精神的衝撃を緩和する努力をしていれ	
				ば、自殺を防止できたがい然性が高い」	
				として、教師の安全配慮義務違反と自	
				殺との因果関係を認定。平くんが自殺	
				を選択したこと自体について、過失相	
				殺を認定。	
33	1994/11/14	1995/3/14	1955/12/26	「優位な立場にある教師による、授業	判例タイムズ
	東京都東久留米市 市立中央中学校	女子生徒は、教師	略式起訴で教師に 10	時間中の感情に任せた暴行。およそ教	919号 182頁
	【加害】教師	を暴行容疑で告	万円の罰金刑。	育に値しない」として、明確に体罰と	
	【被害】女子生徒(中2)	訴。		認定。	<u>日本の子どもたち</u>
				「戦後50年を経過するというのに、	
	道徳の時間に、教師が女子生徒ら6名			学校教育の現場において体罰が根絶さ	
	に対し、文化発表会で行われたアンケ			れていないばかりか、教育の手段とし	
	一トを集計するよう指示したところ、			て体罰を加えることは一概に悪いとは	
	当該女子生徒が、「集計しなくていいっ			いえないとか、あるいは、体罰を加え	
	【て言 ったじゃない。自分の言ったことに			るのにはよほどの事情があったはずだ	
	責任を持てよ」と反論したところ、教師			というような積極、消極の体罰擁護論	
	責任を持てよ」と反論したところ、教師 は激昂し、「もう一度言ってみろ」とどな			が、いわば国民の『本音』として聞か	
	責任を持てよ」と反論したところ、教師 は激昂し、「もう一度言ってみろ」とどな り、同生徒の左頬を1回殴った。教師は			が、いわば国民の『本音』として聞か れることは憂うべきことである」と判	
	責任を持てよ」と反論したところ、教師 は激昂し、「もう一度言ってみろ」とどな			が、いわば国民の『本音』として聞か	

体罰	裁判一覧			武田さち子作成	2016年 2月27日
	2) に、「なんだ、その顔は」「お前らク			題解決を図る気質を植え付ける」とし	
	ズだ」と言って、髪の毛をわし掴んで引			た。	
	っ張り、さらに2度平手打ちした。				
			1996/9/17		
		女子生徒と父親	東京地裁		
		が、東京都を相手	一部認容		
		に、計600万円の	東久留米市と東京都		
		損害賠償を求め	に 50 万円認容。		
		て、提訴。			
34	1995/7/17		1995/12/25	暴行態様については、「言葉で言い聞か	
	福岡県飯塚市 近畿大学付属女子高等	男性教師を刑事	懲役2年の実刑判	せるなどの指導をせず、怒りにわれを	日本の子どもたち
	学校	告訴。	決。(求刑3年)	忘れて手加減を加えずにいきなり突く	
	【加害】男性教諭(50)			などした。不意をつかれた被害者は身	
	【被害】女子生徒(高2・16)			構える暇もなく、コンクリート柱に頭	
	死亡			部を激突させており、その行為の危険	
				性は大きい」と認定。「生徒を保護すべ	
	男性教諭(50)が陣内知美さんを殴っ			き教師が、憤激のあまり、生徒に暴行	
	た際、コンクリートの壁に頭を打ち付			して死なせた」とした。	
	け、死亡。				
			1996/6/25	「教育の名に値しない感情に走った私	
			福岡高裁	的な暴行」として、一審判決を支持。	
			被告の控訴を棄却。		
35	1996/7/15		2001/3/23	児童の腕の傷について、教師が「フッ	判例タイムズ
	東京都目黒区の区立鷹番小学校	男児と保護者が、	東京地裁	クの危険性を児童に教えようとした」	1237号 285頁
	【加害】担任の女性教諭(58)	体罰を行った教	一部認容。(確定)	「痛みを体感させようとした」教育指	
	【被害】男子児童(小1)	師や学校管理者	目黒区に慰藉料とし	導目的であると認定。「体罰と捉えられ	
	傷害・不登校	である目黒区と、		かねない不適切な行為」としながらも	220号 70頁
		被害者を排除し	PTA2名に対する	体罰を否定。また、頭をたたいたこと	
	担任の女性教諭(58)が、男子児童(小		訴えを棄却。	1回のみを認め、それ以外の体罰や暴	日本の子どもたち
	1)の腕を金属フックで7センチ傷つ	をした親たちの		言については証拠がないとして認め	
	ける。	うちPTA役員		ず。	

/ 				 	2016年 2月 21 日
	以前にも、同級生のツバが入ったのを	2名を提訴。		ただし、小学校1年生という感情豊か	
	見た男児が給食を食べるのを拒むと紐			な時期の児童に対して、精神的な苦痛	
	でイスに縛りつけたり、給食の容器で			を与えたという理由で、慰謝料として	
	何度も頭を殴るなどの体罰をしてい			相当の金額が支払われるべきとした。	
	<i>t</i> =。			怪我をした理由を保護者に連絡をしな	
	親の抗議後、男児は教室で担任に嘘つ			かったことは不適切としながらも、そ	
	き呼ばわりされ、不登校となる。			の後、謝罪したことで問題なしとした。	
36	1998/8/28		2001/9/23	裁判所は、相当に厳しい暴力があった	
	兵庫県高砂市の市立竜山中学校	母親が、息子が脳	神戸地裁 姫路支部	こと、教諭の暴行と小山君の症状の間	<u>日本の子どもたち</u>
	【加害】顧問の男性教諭(41)	内出血を起こし	和解	に因果関係を有に認めることが出来る	
	【被害】男子生徒(中2・16)	意識不明になっ		とした。そのうえで、	
		たのは、顧問の男		①高砂市が損害賠償金 1 億 6000 万円	
	顧問の男性教諭(41)が、バレーボー	性教諭がボール		を支払うこと。	
	ル部の合宿でスパイクミスをしたこと	で殴ったためと		②再発防止に努めること。	
	に腹を立て、小山勝平くん(中2・16)	して、高砂市に損		③男性教諭が原告らに謝罪すること。	
	の顔面をバレーボールで殴った結果、	害賠償などを求		などを盛り込んだ和解条項に双方が合	
	脳内出血を起こし植物状態になる。	め提訴。		意。	
37	2001/1/	元生徒が、暴行と	2004/12/24	「暴行の事実はあるが傷害を認めるに	
	神奈川県横浜市の市立中学校	不適切発言で精	横浜地裁	足る証拠はない」と認定。	<u>日本の子どもたち</u>
	【加害】部活動顧問・国語教師	神的苦痛を受け	一部認容。	書き初めについては、「和気あいあいと	
	【被害】女子生徒	たとして、市に慰	横浜市に20万円を認	した状況のなかの冗談だったとして	
		謝料 300 万円を	容。	も、嫌がらせを受けるのは当然予想さ	
	女子生徒が部活動の顧問に腰をけら	求めて提訴。		れ、不適切で軽率な言動だ。法的責任	
	れ、10日間のけがを負う。また、授業			は免れない」と指摘。似顔絵について	
	中に国語教師から、書き初めで書いた			も「担任が、訂正の必要性を認識すべ	
	作品をほおに指を当てて傷跡をなぞる			きだった」とした。	
	仕草をして「こういう人たちが書くよ				
	うな言葉だ」と言われ、同級生らから				
	「やくざ」などとからかわれるように				
	なった。卒業文集でも、頬に傷のある				
	似顔絵を描かれたが担任の女性教諭				

LT.D.				氏田さり丁作成	2016年 2月 27 日
	は、絵を見ていながら修正せずに文集 を配布。その後、女子生徒の母親の抗 議で文集を回収し、印刷し直した文集 を配り直した。				
38	2001/5/10 大阪府大阪市の保育園 【加害】担任教諭 【加害】男子SD・不登校 保育士が、自閉症的特徴を伴う広ととが、自閉症的特徴を伴う広因と、 発達障害がいをは事子児童に、 の後をはいればおして、 の後をといればおした。 となるなどとたかりの通園施設に対したのの通園を登りによったが、 の後、そこから発症。 その後、そこが、児の通園施設に転園し、を発症。 その後、そこが、児の通園施設に転園し、大きの後、をこが、ラッシュバックを起こりである。 はどして、男子児童になった。 10日以降、不登校になった。	A くんの	2005/11/4 大阪地裁 一部認容。 大阪市に 132 万円を 認容。	「本件小学校長には、原告の状態、配慮すべき事項について、十分な聞き取りを行い、自閉的特徴と併せて、O教諭及びH教諭に周知する体制を整えるべき義務があるのにこれを怠った過失がある」と認定。母親の小学校に対する説明が十分でなかったことも、AのPTSDの悪化による不登校の原因があるとして、6割の過失相殺。	判例時報 1936 号 106 頁
39	2002/11/ 福岡県天草市の市立小学校 【加害】男性臨時講師 【被害】男子児童(小2) PTSD 男性臨時講師が休み時間中、他の児童 をなだめていたところに、通りかかっ	2005/ 元男子児童が、市 と男性講師に350 万円の損害賠償 を求め提訴。	2007/6/15 熊本地裁 天草市に65万円の損 害賠償を認容。 講師に対する請求は 棄却(確定)。	本件行為は学校教育法 11 条但書で禁止されている体罰に該当するとした。また、体罰とPTSDとの因果関係を認定。	判例地方自治 319 号 18 頁

1441			氏田さり子作成	2016年 2月 27 日
	た男子児童が講師の背中におおいかぶ			
	さるようにして肩をもんだので、振り			
	ほどいた。そこへ6年生の女子児童数			
	人が通りかかったところ、当該男子児			
	童は他の男子1名とともに、じゃれつ			
	くように女子生徒らを蹴りはじめた。			
	講師はこれを制止し注意。			
	その後、講師が職員室へ行こうとした			
	ところ、当該男子児童が後から臀部を			
	2回蹴って逃げたため、追いかけてい			
	って児童の洋服をつかんで壁に押し当			
	て、大声で「もう、するなよ。」と叱っ			
	た。講師が手を離した時、男子児童は			
	反動で階段の上に投げ出され転んだ。			
	帰宅後、男児児童は夜中に泣き叫ぶな			
	どのPTSDの症状が出る。			
		2008/2/26	本件行為は教育的指導の範囲を逸脱す	判例地方自治
		福岡高裁	るものであり体罰に該当すると判断。	319号13頁
		天草市に21万円余の	胸元をつかむという行為は、けんか闘	民集
		賠償金を認容。	争の際にしばしば見られる不穏当な行	63 巻 4 号 936 頁
			為であり、男子児童を捕まえるためで	
			あれば、 手をつかむなど、より穏当な	
			方法によることも可能であったはずで	
			ある。	
			男子児童と講師との身長差、年齢差、	
			及び、両者の間にそれまで面識がなか	
			ったことなどに照らし、男子児童の被	
			った恐怖心は相当なものであったと推	
			認される。	
			したがって、講師の本件行為は社会通	
			念に照らし教育的指導の範囲を逸脱す	
_				

				る違法なものであると認定。	
				体罰とPTSDとの因果関係は認めな	
				かった。	
			2009/4/28	本件行為は、児童の身体に対する有形	最高裁判所判例集
			最高裁第三小法廷	力の行使であるが、人を蹴るという悪	63 巻 4 号 904 頁
			1、2審判決を破棄	ふざけの罰として児童に肉体的苦痛を	
			生徒側の訴えを棄却	与えるために行われたものではないこ	判例時報
				とが明らかである。講師は、自分自身も	2045 号 118 頁
				児童による悪ふざけの対象となったこ	
				とに立腹して本件行為を行っており、	判例タイムズ
				本件行為にやや穏当を欠くところがな	1299 号 124 頁
				かったとはいえないとしても、本件行	
				為は、その目的、態様、継続時間等か	
				ら判断して、教員が児童に対して行う	
				ことが許される教育的指導の範囲を逸	
				脱するものではなく、学校教育法 11 条	
				ただし書きにいう体罰に該当するもの	
				ではないというべきである。	
				講師行為の違法性を否定。	
40	2003/5/12	2003/10/8	2006/7/28	「体罰やいじめはあったが、心的外傷	
	福岡県福岡市西区の市立小学校	男児と両親が、教	福岡地裁	後ストレス障害(PTSD)は認めら	
	【加害】担任の男性教諭(46)	師と市を相手取	一部認容。	れない」とした。	
	【被害】男子児童(小4・9)	り、慰謝料など	福岡市に 220 万円を	教師個人に対する損害賠償請求は、「国	
	PTSD	1320 万円の損害	認容。	家賠償法」に基づき、棄却。	
		賠償を求めて提			
	男性教諭(46)が担当クラスの男子児	訴。(その後、請			
	童(小4・9)の母親の曽祖父が米国	求額を約 5800 万			
	人だと知ったことをきっかけに、差別	円に拡張)			
	発言や暴力などを繰り返した。自殺を				
	強要されてPTSDを発症。				
			2008/11/25	1審と同様の事実を認定して、教諭の	

IT'D'	八八十一 見				2010年 2月 21日
			福岡高裁	体罰や発言が不法行為に当たると認	
			一部認容。	定。市の賠償責任を認めた。	
			賠償額は330万円に		
			引き上げられた。(確		
			定)		
41	2004/12/24	2007/2/ 男子部	2007/7/2 神奈川県	横浜地検は、けがの原因は教諭の投げ	
	神奈川県横浜市の市立奈良中学校	員と両親が、「明	警は、顧問が稽古に	技としたが、	日本の子どもたち
	【加害】柔道部の男性顧問(26)	らかに柔道でな	乗じて生徒を痛めつ	①顧問はKくんの頭を畳に打ち付けて	
	【被害】男子部員(中3・15)	い技を使って傷	けようとしていた疑	いない、②Kくんの頭部に目立った外	
		害を負わせた」と	いが強いと判断し	傷はない、ことなどから、「技をかける	
	柔道部の男性顧問教諭が、3年生の男	して、教諭を傷害	て、傷害容疑で送検。	時点で傷害を負わせる意図までは認め	
	子部員Kくんが帰宅しようとしたとこ	罪で告訴。	2009/10/ 横浜地検	られない」「部活動の一環」「指導が目	
	ろを校門で捕まえ、練習に参加させた		は「嫌疑不十分」で	的で、社会的常識を逸脱した違法性は	
	うえ		不起訴処分。	ない」とした。	
	格技場で、7分間にわたって連続的に		2009/10/30 男子生	業務上過失傷害についても、「回転だけ	
	高速で巴投げ、大外刈りや背負い投げ、		徒と両親は処分を不	で脳に障がいが出るとまでは予測でき	
	一本背負いなどでKくんを投げ続けた		当として横浜第一検	なかった」とした。	
	あと、絞め技で落とした。ビンタで覚		察審査会に審査の申		
	醒させ、意識がもうろうとしていると		し立てを行った。		
	ころを休憩も与えず、再度、乱取り稽		2009/12/12 検察審		
	古を続け、再び絞め技をかけた。		査会は、業務上過失		
	急性硬膜下血腫や脳挫傷などのけがを		傷害容疑で再度捜査		
	負わせる。高次脳機能障がいなどの後		の上、処分を再考す		
	遺症がのこる。		るよう求める「不起		
			訴不当」の結論。		
			2009/12/17 検察は		
			再び不起訴決定。		
		2007/12/14 両	2011/12/27	顧問の行為と障害の因果関係を認め	
		親が、男性顧問と	横浜地裁	る。また、顧問に事故の予見は可能で	
		市、県ら慰謝料や	被告横浜市及び被告	あったとして、顧問の安全配慮義務違	
		介護費用など計	神奈川県は、原告K	反を認める。	
			-		

1億 8600 万円を 求めて提訴。	LT. D.	八八十 見			以田さり11F 版	2010 午 2月 21日
市は、教師の投げ 技とけがとの因果関係を否定。全面的に争う。 国家陪僚法により、日家院保護により、最高教育の大とまでは認められない。その他、被告教師が制数目的で改定にくを負傷させたとまでは認められない。その他、被告教師が制数目的で改定にくを負傷させたとまでは認められない。その他、被告教師が制数目的で改定にくを負傷させたとまでは認められない。 大きまでは認められない。 大きまでは認められない。 大きまでは認められない。 大きまでは認められない。 大きまでは認められない。 大きまでは認められない。 大きまでは認められない。 大きまでは認められない。 大きまでは認められない。 大きなどの最行は、体罰であることは明らか」と違法性を認定。 大きないが、後前からの最行等により畏怖する生徒もを暗に脅迫し、強制したというべきであって、その犯情は決して軽いものではないが、後前からの最行等により畏怖する生徒をを暗に脅迫し、強制したというできなって、その犯情は決して軽いものではない」と違法性を認定。 大きないが、後前からの最行等により畏怖する生徒をを暗に脅迫し、強制したということは、内をはいるできなって、その犯情は決して軽いものではない」と違法性を認定。 大きないが、後前からの最行等により畏怖する生徒をを暗に脅迫し、強制したというできなって、その犯情は決して軽いものではない」と違法性を認定。 大きないが、表前から服务であることは、内をいるのがはない」と違法性を認定。 大きないが、表前から服务である。 大きないが、表前から服务である。 大きないが、表前からのではないが、後前からの場合をうかのと関係を認め、市に約880万円の賠償を認め、市に約880万円の賠償を認め、市に約880万円の賠償を認め、市に約880万円の賠償を認め、市に約880万円の賠償を認め、市に約880万円の賠償を認る。 大きなショックを覚えるものであったと 大きなショックを覚えるものがある。 大きなショックを覚えるものであったと 大きないが、後間のないに対している。 大きないは、大きないないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないないは、大きないは、大きないは、ないないは			1億 8600 万円を	に対し、連帯して、	しかし、被告教師が現実に日常どのよ	
接とけがとの因 果関係を否定。全 面的に争う。			求めて提訴。	8919万8958円を支払	うな行為を行っていたかは、本件証拠	
果関係を否定。全面的に争う。 顧問教諭個人に対す る請求は棄却。 一部が立腹した可能性はあり得るもの の、制裁を加えようとした意図があったとまでは認められない。その他、被告教師が制裁目的で故意にKを負傷させたとまでは認められない。			市は、教師の投げ	うよう命ずる判決。	からは明らかでない。推薦が断られた	
面的に争う。 る請求は棄却。 の、制裁を加えようとした意図があったとまでは認められない。その他、被告教師が制裁目的で改意にKを負傷させたとまでは認められない。その他、被告教師が制裁目的で改意にKを負傷させたとまでは認められない。その他、被告教師が制裁目的で改意にKを負傷させたとまでは認められない。「やにわに投げ飛ばしたり、顔面を手聞山地裁 倉敷支部 元監督に懲役1年6月、執行猶予付3年の有罪判決。 「やにわに投げ飛ばしたり、顔面を手をです。6回殴打するなどの暴行は、体罰であることは明らか」と違法性を認定。 全裸ランニングについても、「本件強要は、直接の明示的な脅迫によるものではないが、従前からの暴行等により畏怖する生徒らを暗に脅迫し、強制したというべきであって、その犯情は決している。「本件強要は、直接の明示的な脅迫によるものではないが、従前からの暴行等により畏怖する生徒らを暗に脅迫し、強制したというできなって、その犯情は決して疑いものではない」と違法性を認定。 一部認容。 本ボーツ振興センターを相手に表が「部間、担任の女性教諭			技とけがとの因	国家賠償法により、	ことや原告Kの態度に対して、被告教	
2005/6/			果関係を否定。全	顧問教諭個人に対す	師が立腹した可能性はあり得るもの	
2005/6/			面的に争う。	る請求は棄却。	の、制裁を加えようとした意図があっ	
2005/6/ 図005/6/ 図0					たとまでは認められない。その他、被	
42 2005/6/ 岡山県浅口市の私立おかやま山陽高校 【加書】野球部監督 【被書】野球部員 11 名 野球部監督が、懲戒のため5名の野球部員 11 名に全裸でのランニングを強要。					告教師が制裁目的で故意にKを負傷さ	
岡山県浅口市の私立おかやま山陽高校 【加書】野球部監督 【被書】野球部員 11 名 野球部監督が、懲戒のため5名の野球 部員に暴行を加え、野球部員 11 名に全 裸でのランニングを強要。 43 2006/3/16 福岡県北九州市若松区の市立小学校 【加書】担任の女性教諭 【被書】男子児童(小ち・11) 自殺 「標際を行った際、永井匠(たくみ)くん (小ち・11) の振り回した新聞紙をまるめた棒が同級生の女子児童の顔に当たった。担任の女性教諭が「謝りなさい」とと惑鳴ったが、「謝った」などと反 「関山地裁 倉敷支部 元監督に懲役 1 年6 月、執行猶予付3 年 の有罪判決。 「2009/10/1 福岡地裁小倉支部 一部認容。 教師の体罰と自殺の 因果関係を認め、市に約880 万円の賠償を認容。 「に約880 万円の賠償を認容。 「はなり然からの暴行等により畏 情する生徒をを暗に脅迫し、強制したというべきであって、その犯情は決して軽いものではない」と違法性を認定。 本に対象をで教師に胸ぐらをつかまれ床に倒されたということは、肉体的な痛みはもちろん、精神的にも大きなショックを覚えるものであったと表が師の体罰と自殺の 因果関係を認め、市に約880 万円の賠償を認容。 「に約880 万円の賠償を認容。 「に約880 万円の賠償を認容。 「に約97 により禁止されている『体罰』に該当する違法行為というべきである」と、体罰を認定。					せたとまでは認められない。	
【加害】野球部監督 【被害】野球部員 11 名 野球部監督が、懲戒のため 5 名の野球 部員に暴行を加え、野球部員 11 名に全 裸でのランニングを強要。 43 2006/3/16 福岡県北九州市若松区の市立小学校 【加害】担任の女性教諭 【被害】男子児童(小5・11) 自殺 帰除を行った際、永井匠(たくみ)くん (ハ5・11) の振り回した新聞紙をまるめた棒が同級生の女子児童の顔に当たった。担任の女性教諭が「謝りなさい」と怒鳴ったが、「謝った」などと反	42	2005/6/		2007/3/23	「やにわに投げ飛ばしたり、顔面を手	裁判所ウェブサイ
【被害】野球部員 11 名		岡山県浅口市の私立おかやま山陽高校		岡山地裁 倉敷支部	拳で5、6回殴打するなどの暴行は、	٢
野球部監督が、懲戒のため5名の野球部員11名に全裸でのランニングを強要。 43 2006/3/16 福岡県北九州市若松区の市立小学校 [加害] 担任の女性教諭 [被害] 男子児童(小5・11) 自殺 帰除を行った際、永井匠(たくみ)くん (小5・11) の振り回した新聞紙をまるめた棒が同級生の女子児童の顔に当たった。担任の女性教諭が「謝りなさい」と窓鳴ったが、「謝った」などと反		【加害】野球部監督		元監督に懲役1年6	体罰であることは明らか」と違法性を	http://kanz.jp/ha
野球部監督が、懲戒のため5名の野球部員11名に全裸でのランニングを強要。		【被害】野球部員 11 名		月、執行猶予付3年	認定。	<u>nrei/</u>
### ### ### ### #####################				の有罪判決。	全裸ランニングについても、「本件強要	
#でのランニングを強要。		野球部監督が、懲戒のため5名の野球			は、直接の明示的な脅迫によるもので	
というべきであって、その犯情は決して軽いものではない」と違法性を認定。		部員に暴行を加え、野球部員 11 名に全			はないが、従前からの暴行等により畏	
		裸でのランニングを強要。			怖する生徒らを暗に脅迫し、強制した	
2006/3/16					というべきであって、その犯情は決し	
福岡県北九州市若松区の市立小学校 【加書】担任の女性教諭 【被書】男子児童(小5・11) 自殺 「帰院を行った際、永井匠(たくみ)くん (小5・11) の振り回した新聞紙をまるめた棒が同級生の女子児童の顔に当たった。担任の女性教諭が「謝りなさい」と怒鳴ったが、「謝った」などと反					て軽いものではない」と違法性を認定。	
【加害】担任の女性教諭	43	2006/3/16	両親が市と日本	2009/10/1	級友が居並ぶ教室で教師に胸ぐらをつ	判例時報
【被害】男子児童(小 5・11) 自殺 提訴 教師の体罰と自殺の 因果関係を認め、市 に約 880 万円の賠償 を認容。 お心でゆすった行為は、社会通念から照 らして許容される範囲を逸脱した有形 力の行使であり、学校教育法 11 条但書 により禁止されている『体罰』に該当 する違法行為というべきである」と、 体罰を認定。		福岡県北九州市若松区の市立小学校	スポーツ振興セ	福岡地裁小倉支部	かまれ床に倒されたということは、肉	2067号81頁
自殺		【加害】担任の女性教諭	ンターを相手に	一部認容。	体的な痛みはもちろん、精神的にも大	
に約880万円の賠償 んでゆすった行為は、社会通念から照 お除を行った際、永井匠(たくみ)くん (小5・11) の振り回した新聞紙をまるめた棒が同級生の女子児童の顔に当 たった。担任の女性教諭が「謝りなさ い」と怒鳴ったが、「謝った」などと反 に約880万円の賠償 を認容。		【被害】男子児童(小5・11)	提訴	教師の体罰と自殺の	きなショックを覚えるものであったと	判例タイムズ
掃除を行った際、永井匠(たくみ)くん (小5・11)の振り回した新聞紙をま るめた棒が同級生の女子児童の顔に当 たった。担任の女性教諭が「謝りなさ い」と怒鳴ったが、「謝った」などと反		自殺		因果関係を認め、市	考えられる。Nが匠君の胸ぐらをつか	1321号 119頁
(小5・11)の振り回した新聞紙をまるめた棒が同級生の女子児童の顔に当たった。担任の女性教諭が「謝りなさい」と怒鳴ったが、「謝った」などと反				に約880万円の賠償	んでゆすった行為は、社会通念から照	
るめた棒が同級生の女子児童の顔に当 たった。担任の女性教諭が「謝りなさ い」と怒鳴ったが、「謝った」などと反		掃除を行った際、永井匠(たくみ)くん		を認容。	らして許容される範囲を逸脱した有形	
たった。担任の女性教諭が「謝りなさ する違法行為というべきである」と、い」と怒鳴ったが、「謝った」などと反 体罰を認定。		(小5・11)の振り回した新聞紙をま			力の行使であり、学校教育法 11 条但書	
い」と怒鳴ったが、「謝った」などと反 体罰を認定。		るめた棒が同級生の女子児童の顔に当			により禁止されている『体罰』に該当	
		たった。担任の女性教諭が「謝りなさ			する違法行為というべきである」と、	
抗的な態度をとったため、男児の上着 「教員に求められる通常の観察義務を		い」と怒鳴ったが、「謝った」などと反			体罰を認定。	
		抗的な態度をとったため、男児の上着			「教員に求められる通常の観察義務を	

□ の様をつかんで持ち上げ、床に押し倒し、左腕をねじり上げるなどした。 現実に関係しているなどのできました。 現実に関係に自宅で自殺。	十十日	1 秋刊 見				2010年 2月 21日
関児は帰宅直後に自宅で自殺。 可能性は、認識し得たというべきである」と自殺の予見性を認定。自殺が本件事後行為から1時間前後のうちに行われていることなどから、懲戒行為及び本件事後行為が直接的な原因となって自殺した」として、因果関係を認定。自殺は、児童の心因的要因が相当程度寄与していることに加え、自殺自体が損害の拡大に寄与した程度を考慮うると、損害額の多割を減額するのが相当とした。同時に遺族が、「学校災害として申請をしたのに、センター側は北九州市からの報告を元に死亡見類を支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターに減額の2800万円の支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターに減額の2800万円の支給の今。 2010/5/21 福岡高載 市が責任を認めることで和解。		の襟をつかんで持ち上げ、床に押し倒			尽くしていれば、匠くんが衝動的に自	
る」と自殺の予見性を認定。 自殺が本件懲戒行為及び本件事後行為から1時間前後のうちに行われていることなどから、懲戒行為及び本件事後 行為が直接的な原因となって自殺した」として、因果関係を認定。 自殺は、児童の図的の更のが相当程度 寄与していることに加え、自殺自体が 損害の拡大に寄与した程度を考慮うる と、損害額の9割を減額するのが相当 とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請を したのに、センター側は北九州市から の報告を元に死亡見舞金を支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、 日本スポーツ振興センターに鴻額の 2800万円の書を「総合的に見れば適 切さを欠いており、自殺を防止できな かった」としたが、体罰とは認めなかった。 とで和解。 2010/5/21 福岡高載 市が責任を認めることで和解。 2011/3/28 大阪府生駒市の市立中学校 2011/3/28 女子生徒及びそ 大阪地載 れを受け入れていたと認められるこ 判例時報 女子生徒及びそ 大阪地載 ヤキ生徒は本件染髪行為に同意し、こ 判例時報		し、左腕をねじり上げるなどした。			殺を含めた何らかの極端な行動に出る	
自殺が本件懲戒行為及び本件事後行為 から1時間前後のうちに行われている ことなどから、懲戒行為及び本件事後 行為が直接的な原因となって自殺し た」として、因果関係を認定。 自殺は、児童の心因的要因が相当程度 寄与していることに加え、自殺自体が 損害の拡大に寄与した程度を考慮うる と、損害額の 9割を減額するのが相当 とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請を したのに、センター側は北九州市から の報告を元に死亡見舞金を支給しなか った」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、 日本スポーツ振興センターに満額の 2800 万円の支給命令。		男児は帰宅直後に自宅で自殺。			可能性は、認識し得たというべきであ	
から 1 時間前後のうちに行われている ことなどから、懲戒行為及び本件事後 行為が直接的な原因ととって自殺し た」として、因果関係を認定。 自殺は、児童の心因的要因が相当程度 寄与していることに加え、自殺自体が 損害の拡大に寄与した程度を考慮うる と、損害鏡の 9 割を滅額するのが相当 とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請を したのに、センター側は北九州市から の報告を元に死亡見舞金を支給しなかった」として、独立で強法人日本スポーツ振興センターを連訴していたが、 日本スポーツ振興センターに満額の 2800 万円の支給命令。					る」と自殺の予見性を認定。	
ことなどから、懲戒行為及び本件事後 行為が直接的な原因となって自殺し た」として、因果関係を認定。 自殺は、児童の心因的要因が相当程度 寄与していることに加え、自殺自体が 損害の拡大に寄与した程度を考慮うる と、損害額の 9割を減額するのが相当 とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請を したのに、センター側は北九州市から の報告を元に死亡見舞金を支給しなか った」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターに満額の 2800 万円の支給命令。 2010/5/21 福岡高裁 市が責任を認めることで和解。 第個高裁 市が責任を認めると、としたが、体罰とは認めなか った。 市が責任を認め、支払いの条件を満た したため、日本スポーツ振興センター とで和解。 44 2007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校 ク子生徒及びそ 大阪地裁 2011/3/28 女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ れを受け入れていたと認められるこ 第例時報 2142 号 105 頁					自殺が本件懲戒行為及び本件事後行為	
行為が直接的な原因となって自殺した」として、因果関係を認定。 自殺は、児童の心因的要因が相当程度 寄与していることに加え、自殺自体が 損害拡大に寄与した程度を考慮うる と、損害額の9割を減額するのが相当 とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請を したのに、センター側は北九州市から の報告を元に死亡異義を支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、日本スポーツ振興センターに満額の 2800万円の支給命令。 古は教諭の行為を「総合的に見れば適切さを欠いており、自殺を防止できなかった」としたが、体罰とは認めなかった。 市が責任を認めることで和解。 市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センター セミの・アーを支払う。 本のたり、日教を防止できなかったり、日教を防止できなかったり、自殺を防止できながったり、日本スポーツ振興センター としたが、体罰とは認めなかった。 市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センター セミの・アーを支払う。 本のたり、日本スポーツ振興センター セミの・アーを支払う。 大阪府生駒市の市立中学校 女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ 判例時報 といき、日本、日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日					から1時間前後のうちに行われている	
た」として、因果関係を認定。 自殺は、児童の心因的要因が相当程度 寄与していることに加え、自殺自体が 損害の拡大に寄与した程度を考慮うる と、損害額の 9 割を減額するのが相当 とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請を したのに、センター側は北九州市から の報告を元に死亡見舞金を支給しなか った」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、 日本スポーツ振興センターに満額の 2800 万円の支給命令。 市が責任を認めることで和解。 2010/5/21 福岡高裁 市が責任を認めることで和解。 市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センター も 2800 万円を支払う。 44 2007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校 な子生徒及びそ 大阪地裁 な 女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ れを受け入れていたと認められるこ 2142 号 105 頁					ことなどから、懲戒行為及び本件事後	
自殺は、児童の心因的要因が相当程度 寄与していることに加え、自殺自体が 損害の拡大に寄与した程度を考慮うる と、損害額の 9割を減額するのが相当 とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請を したのに、センター側は北九州市から の報告を元に死亡見舞金を支給しなか った」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、 日本スポーツ振興センターに満額の 2800 万円の支給命令。 市は教諭の行為を「総合的に見れば適 切さを欠いており、自殺を防止できな かった」としたが、体罰とは認めなかった。 市が責任を認めることで和解。 ないたしたため、日本スポーツ振興センター も 2800 万円を支払う。 44 2007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校 タ子生徒及びそ カモを受け入れていたと認められるこ 料例時報 大阪的裁					行為が直接的な原因となって自殺し	
寄与していることに加え、自殺自体が 損害の拡大に寄与した程度を考慮うる と、損害額の9割を減額するのが相当 とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請を したのに、センター側は北九州市から の報告を元に死亡見舞金を支給しなか った」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、 日本スポーツ振興センターに満額の 2800 万円の支給命令。 「は教諭の行為を「総合的に見れば適 切さを欠いており、自殺を防止できな かった」としたが、体罰とは認めなか った。 とで和解。 「市が責任を認めることで和解。 「市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センター も 2800 万円を支払う。 44 2007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校 2008/ 女子生徒及びそ 大阪地裁 女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ れを受け入れていたと認められるこ 判例時報 2142 号 105 頁					た」として、因果関係を認定。	
損害の拡大に寄与した程度を考慮うると、損害額の9割を減額するのが相当とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請をしたのに、センター側は北九州市からの報告を元に死亡見舞金を支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、日本スポーツ振興センターに満額の2800万円の支給命令。 2010/5/21 福岡高裁市が責任を認めることで和解。 2010/5/21 本版高裁・市が責任を認めることで和解。 2010/5/21 本版ので表を「総合的に見れば適切さを欠いており、自殺を防止できなかった」としたが、体罰とは認めなかった。市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センターも2800万円を支払う。 44 2007/2/大阪府生駒市の市立中学校 2008/女子生徒及びそ大阪地裁 2011/3/28 女子生徒は本件染髪行為に同意し、これを受け入れていたと認められるこ 判例時報2142号105頁					自殺は、児童の心因的要因が相当程度	
と、損害額の 9割を減額するのが相当とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請をしたのに、センター側は北九州市からの報告を元に死亡見舞金を支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、日本スポーツ振興センターに満額の2800万円の支給命令。 2010/5/21 福岡高裁 切きを欠いており、自殺を防止できなかった」としたが、体罰とは認めなかった。とで和解。 なった。 市が責任を認めることで和解。 44 2007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校 2008/ 女子生徒及びそ 大阪地裁 女子生徒は本件染髪行為に同意し、これを受け入れていたと認められるこ 判例時報 2142 号 105 頁					寄与していることに加え、自殺自体が	
とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請を したのに、センター側は北九州市から の報告を元に死亡見舞金を支給しなか った」として、独立行政法人日本スポ ーツ振興センターを提訴していたが、 日本スポーツ振興センターに満額の 2800 万円の支給命令。 2010/5/21					損害の拡大に寄与した程度を考慮うる	
同時に遺族が、「学校災害として申請をしたのに、センター側は北九州市からの報告を元に死亡見舞金を支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、日本スポーツ振興センターに満額の2800万円の支給命令。 2010/5/21					と、損害額の9割を減額するのが相当	
したのに、センター側は北九州市からの報告を元に死亡見舞金を支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、日本スポーツ振興センターに満額の2800万円の支給命令。 2010/5/21					とした。	
の報告を元に死亡見舞金を支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、日本スポーツ振興センターに満額の2800万円の支給命令。					同時に遺族が、「学校災害として申請を	
つた」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、日本スポーツ振興センターに満額の 2800 万円の支給命令。					したのに、センター側は北九州市から	
442007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校2010/5/21 福岡高裁 市が責任を認めることで和解。市は教諭の行為を「総合的に見れば適切さを欠いており、自殺を防止できなかった」としたが、体罰とは認めなかった。 市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センターも2800万円を支払う。442007/2/ 大阪地裁2008/ 女子生徒は本件染髪行為に同意し、これを受け入れていたと認められるこ判例時報 2142号105頁					の報告を元に死亡見舞金を支給しなか	
日本スポーツ振興センターに満額の 2800 万円の支給命令。 2010/5/21					った」として、独立行政法人日本スポ	
2800 万円の支給命令。 2010/5/21 福岡高裁 切さを欠いており、自殺を防止できな 市が責任を認めることで和解。 市が責任を認めることで和解。 2007/2/大阪府生駒市の市立中学校 2008/安子生徒及びそ 2011/3/28 大阪地裁 女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ れを受け入れていたと認められるこ 判例時報 2142 号 105 頁					一ツ振興センターを提訴していたが、	
2010/5/21 市は教諭の行為を「総合的に見れば適切さを欠いており、自殺を防止できな市が責任を認めることで和解。 切さを欠いており、自殺を防止できなかった」としたが、体罰とは認めなかった。市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センターも2800万円を支払う。 44 2007/2/大阪府生駒市の市立中学校 2008/女子生徒及びそ大阪地裁 女子生徒は本件染髪行為に同意し、これを受け入れていたと認められるこ 判例時報2142号105頁					日本スポーツ振興センターに満額の	
福岡高裁 市が責任を認めることで和解。切さを欠いており、自殺を防止できな かった」としたが、体罰とは認めなかった。 市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センターも 2800 万円を支払う。442007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校2008/ 女子生徒及びそ女子生徒は本件染髪行為に同意し、これを受け入れていたと認められるこ判例時報 2142 号 105 頁					2800 万円の支給命令。	
本が責任を認めることで和解。 かった」としたが、体罰とは認めなかった。 市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センターも2800万円を支払う。 44 2007/2/大阪府生駒市の市立中学校 2008/女子生徒及びそ大阪地裁 女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ均時報などの大阪地裁 140時報				2010/5/21	市は教諭の行為を「総合的に見れば適	
44 2007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校 2008/ 女子生徒及びそ 2011/3/28 大阪地裁 女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ れを受け入れていたと認められるこ 判例時報 2142 号 105 頁				福岡高裁	切さを欠いており、自殺を防止できな	
442007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校2008/ 女子生徒及びそ2011/3/28 大阪地裁女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ れを受け入れていたと認められるこ判例時報 2142 号 105 頁				市が責任を認めるこ	かった」としたが、体罰とは認めなか	
442007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校2008/ 女子生徒及びそ2011/3/28 大阪地裁女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ れを受け入れていたと認められるこ判例時報 2142 号 105 頁				とで和解。	った。	
442007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校2008/ 女子生徒及びそ2011/3/28 大阪地裁女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ れを受け入れていたと認められるこ判例時報 2142 号 105 頁					市が責任を認め、支払いの条件を満た	
44 2007/2/ 2008/ 2011/3/28 女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ 判例時報 大阪府生駒市の市立中学校 女子生徒及びそ 大阪地裁 れを受け入れていたと認められるこ 2142 号 105 頁					したため、日本スポーツ振興センター	
大阪府生駒市の市立中学校 女子生徒及びそ 大阪地裁 れを受け入れていたと認められるこ 2142 号 105 頁					も 2800 万円を支払う。	
	44	2007/2/	2008/	2011/3/28	女子生徒は本件染髪行為に同意し、こ	判例時報
【加害】生活指導女性教諭らの両親が、教員ら 棄却と、本件染髪行為の方法や態様を見て		大阪府生駒市の市立中学校	女子生徒及びそ	大阪地裁	れを受け入れていたと認められるこ	2142 号 105 頁
		【加害】生活指導女性教諭ら	の両親が、教員ら	棄却	と、本件染髪行為の方法や態様を見て	

十二					2010 中 2月 21 日
	【被害】女子生徒(中2)	が生徒指導と称		も、女子生徒の身体を拘束したり肉体	判例地方自治
		して当該女子生		的な苦痛を与えたりするものではなか	357号 48頁
	教師が女子生徒の頭髪を黒色に染色	徒の頭髪を黒色		ったことが認められる。本件染髪行為	
		に染色するとい		は、教員の生徒に対する有形力の行使	判例タイムズ
		う体罰をしたな		ではあっても、その趣旨・目的、方法・	1377号 114頁
		どと主張して、設		態様、継続時間などに照らし、教員が	
		置者に対して損		生徒に対して行うことが許される教育	
		害賠償を求めて		的指導の範囲を逸脱したものとはいえ	
		提訴。		ず、国家賠償法一条所定の違法性を認	
				めることはできないとして、原告らの	
				請求を棄却。	
			2011/10/18	教育施設における規則や校則の教育性	判例地方自治
			大阪高裁	は、生徒一人一人の社会性、自立性、	357号 44頁
			控訴棄却	責任感を育成することにあるから、こ	
				れに則った本件染髪行為は、生徒指導	
				の観点から見てもとより正当なもので	
				あり、当時、頭髪の脱色や染色に関す	
				る本人の自発的な改善の見込みはな	
				く、両親による指導・改善に期待する	
				ことも困難であったという状況下で、	
				本人の承諾の下に実施されたことに加	
				え、その目的、態様、継続時間(1時間	
				程度)等から判断して、教員が生徒に対	
				して行うことが許される教育的指導の	
				範囲を逸脱するものではなく、体罰に	
				該当せず、違法性は認められないとし	
				て、控訴人(一審原告)の訴えを棄却。	
45	2012/12/23	2013/7/4	2013/9/26	「満足できるプレーをしなかった生徒	
	大阪府大阪市の市立桜宮高校	大阪地検が、元教	大阪地裁	に暴行したことは理不尽と言うほかな	日本の子どもたち
	【加害】部活顧問教諭(47)	諭を傷害、暴行両	元顧問教諭に、傷害	い」としたうえで、すでに懲戒免職に	
	【被害】男子生徒(高2)	罪で在宅起訴。	と暴行の罪で、懲役1	なっていることなどを理由に執行猶予	

体罰裁判一覧 武田さち子作成	2016年 2月 27日
----------------	--------------

 29(1) 96			1 11 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
自殺。		年、執行猶予3年の	付きの判決を言い渡した。	
「顧問の教師から顔を叩かれたなどの		有罪判決。(確定)		
体罰を受けてつらい」などと書いた手				
紙と遺書が残されていた。				
男子生徒はバスケットボール部のキャ				
プテンを務めていたが、自殺する前日				
にも顧問教師から体罰を受けていた。				
	2013/12/11	2016/2/25	顧問教諭の有形力行使による暴行及び	
	遺族が両親は、体	東京地裁	威迫的言動を、教育上の指導として法	
	罰を知りながら	大阪市に約7500万円	的に許容される範囲を逸脱した一連一	
	防止しなかった	の賠償を命じた。(確	体の行為として、不法行為と認定。	
	大阪市の管理責	定)	自殺との相当因果関係、予見可能性を	
	任を追及したい		認定。	
	と、大阪市を相手		生徒にもストレスに弱い面があったと	
	取り約1億6500		して、3割の減額。	
	万円の損害賠償			
	を求めて提訴。			

※事実的因果関係と相当因果関係

不法行為として損害賠償が認められるためには、加害者の行為と損害発生との間に因果関係(<u>事実的因果関係</u>)が認められなければならい。しかし、この因果関係 を単なる条件関係ととらえると、行為者は際限もない責任を負わされることになってしまうため、現在では、相当因果関係の範囲に限定している。

相当因果関係とは、経験的知識に照らして、通常発生すべき結果に対して、すなわち、行為の時に認識していた、また認識可能であった結果にたいしてのみ法的 因果関係ありとするもの。

「学校教育裁判と教育法」/市川須美子/2007年7月20日三省堂」参照

※「日本の子どもたち」(武田さち子作成ウェブサイト) http://www.jca.apc.org/praca/takeda/